

高田短期大学 介護・福祉研究

第 2 号

高田短期大学介護福祉研究センター

平成 28 年 3 月

巻頭言

介護職員不足の現状と質の確保

主任研究員 徳山 貴英

厚生労働省は2025年度に介護職員は約253万人が必要であるが、全国で約38万人不足するという推計を発表した。2025年は団塊の世代が75歳以上になる年である。介護職員の充足率の発表をみると、2017年度が94%で、約12万人が不足する。その後、2020年には91.1%と低下し約20万人の不足となり、2025年には85.1%にまで低下し、約38万人の介護職員が不足する。2025年度には大都市での介護職員不足が顕著となり、全都道府県においても介護職員が不足する事態となる。

さて、介護労働安定センターが実施した「平成26年度介護労働実態調査」では、従業員の過不足について不足感（「大いに不足」＋「不足」＋「やや不足」）は59.3%となっている。その中で、不足している理由では「採用が困難である」が72.2%となっており、採用が困難な主な理由は「賃金が低い」が61.3%である。また、介護サービスを運営する上で問題点では「良質な人材の確保が難しい」が53.9%、「今の介護報酬では人材確保・定着のために十分な賃金を払えない」が49.8%となっている。

このような現状において、政府は介護人材確保のため「総合的な確保方策」を策定し、2015年度には90億円の予算を計上した。この施策は、「参入促進」、「労働環境・処遇の改善」、「資質の向上」の3つを掲げている。「参入促進」は、人材のすそ野を拓げるため、多様な人材の参入促進をはかることを目的とし、「労働環境・処遇の改善」は、キャリアパスを構築し、長く働き続けるための定着促進をはかることを目的としている。「資質の向上」は、継続的な質の向上を促しながら、人材の機能分化を進めるというものである。

一方、第190回通常国会において、介護人材の確保に向けた2つの法案が審議されている。1つ目は日本の高等教育機関を経て「介護福祉士」資格を取得した外国人に、就労できるよう「介護」を専門とする在留資格創設を柱とした入管法改正案である。2つ目は、「技能実習制度」の介護分野への導入である。問題は后者であり、大きな課題といえるのは技能実習生への日本語教育と介護教育である。技能実習生が介護現場で働く場合は、来日時に日本語能力試験4級という資格が条件となる予定であるが、その日本語レベルでは高齢者・障害者とのコミュニケーションも円滑にできず、良質な介護が提供できるか懸念が生じる。さらに、介護の教育も受けずに就労することは「介護」そのものの理解が乏しいと考えられる。このように、安易に介護人材の確保を検討している国の施策は、「介護」を単純労働とみなしているといっても過言ではなく、福祉の思想なく量の確保だけに努めていると思えてならない。介護労働実態調査で示されているように、現在、誇りを持って働く介護職員が経済的な不安を感じることなく就労し、良質な介護が実践できる環境が整備されることを願ってやまない。

目 次

巻頭言

介護職員不足の現状と質の確保	徳山 貴英
----------------------	-------

研究論文

三重県における社会福祉事業の歴史 (1) - 明治・大正期設立の三重済美学院と明照浄済会 -	千草 篤磨 … 1
介護学生の整容及びおしゃれに対する意識の現状	福田 洋子 … 9
保育者養成校における今後の保育実習 (施設) 指導のあり方 (2) - 2015年度の事前事後指導と施設実習反省会を終えて -	藤重 育子 … 19
自閉症スペクトラム (発達障害) 支援の領域における ソーシャルワークに関する今後の実践的課題に向けた一考察 : いわゆる「動く重症児」問題までを手がかりに	植木 是 … 29

実践報告

介護人材育成のための「実務者研修教員講習会」講師に携わって …	中川 千代 … 39
立ち上がり困難な方への工夫-足指に注目して-	高山 文博 … 49

研究ノート

障害者虐待防止について考える	山野 文照 … 55
センター事業報告	59
高田短期大学介護福祉研究センター規程	62
高田短期大学介護福祉研究センター倫理規程	64
「高田短期大学 介護・福祉研究」投稿規程	65
執筆者紹介	66

編集後記

研究論文

三重県における社会福祉事業の歴史 (1) —明治・大正期設立の三重済美学院と明照浄済会—

千 草 篤 磨

はじめに

2015年4月に政府は「社会福祉法等の一部を改正する法律案」を閣議決定し、国会に提出した。その後、7月末に衆議院で可決されたが、参議院では審議入りできないまま、9月27日に国会が閉会し、法案は継続審議となった。さて、この法律案の中核を為している社会福祉法改正案に対しては福祉現場から様々な問題が指摘されており、衆議院では10項目の付帯決議を付けての可決であった。法案が成立に至らなかったことは幸いであったが、次期国会で継続審議されて成立する可能性は大きく、参議院での経過を見守る必要がある。

社会福祉法改正案は、社会福祉法人制度の改革を目指すものである。その内容は「経営組織のガバナンスの強化」「事業運営の透明性の向上」「財務規律の強化」「地域における公益的な取組を実施する責務」「行政の関与の在り方」の5項目となっている。この中で、「地域における公益的な取組を実施する責務」は、いわゆる内部留保を地域公益事業に「再投下」させることを意図したものである。社会福祉法の一部改正案では、第24条の見出しを「経営の原則」から「経営の原則等」に改め、次の1項を加えることとしている。すなわち、「社会福祉法人は、社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」というものである。

このように新たな条文を加えてまで、社会福祉法人に地域公益事業の実施を責務として法律に規定することは、社会福祉事業に長年関わってきた者として違和感を覚えるところである。社会福祉法人は社会福祉事業を行うことを目的としているのであるから、利益追求を目的とするものでないことは明らかである。特に介護保険制度以前からの社会福祉法人の多くは、様々な地域福祉活動を行ってきたところであり、現在も目に見えない活動も含め、様々な形で展開されている。また、社会福祉法人の本体事業が、そもそも地域貢献であり、公益事業としての性格をもつものである。

社会保障制度が不十分な時代、率先して社会福祉活動、地域福祉活動を行ってきた社会福祉活動の先達は、その活動を国に認めさせ、制度としての社会福祉を築いてきたのである。今更、国から地域公益事業や、地域開放事業を行えと言われる筋合いのものではないと考える。

1. 三重県の明治、大正期の社会事業について

ここで、改めて社会福祉事業の夜明けの時代を振り返り、先人の福祉への思いと努力の歴史を学ぶ必要があるのではないかと考える。特にこのような厳しい時代であるからこそ、地元地域である三重県の社会福祉の歴史をまとめていくことは、この地域で社会福祉に携わる者の今後への自信や励みとなるものと思われる。社会福祉事業は国や政府からの指示で活動するものではなく、自らの福祉思想を追求する中で形作られていくものであることを確認していきたい。

さて、明治時代の社会事業では、明治34年(1901)に天台宗僧侶の能教海師が三重済美学院の礎を築いて、三重県下初の民間社会福祉施設である三重育児院(孤児院)を設立している。また、明治から大正時代の初期には、浄土宗僧侶の清水法隆師が伊勢の明照浄済会を設立した。大正時代には真宗高田派の玉置諦聴師が三重県下初の保育所である三重保育院を、また、真宗高田派本山専修寺が三重養老院を開設した。これらの民間社会事業は現在も社会福祉法人として存続し、三重県における社会福祉事業の先達として、益々発展を続けている。

その他、明治37年(1904)には大日本仏教慈善財団と九華慈善会が桑名に孤児院の九華育児院を設立した。また、大正時代には各地で託児所が開設され、上述した大正3年(1914)の三重保育院に続いて、大正5年(1916)に四日市の浄土宗光運寺が四日市仏教保育院を開設、大正7年(1918)には伊賀の白鳳愛児園が上野町仏教各宗同盟会によって設立され、大正11年(1922)には伊勢の浄土宗養草寺が伊勢養草寺保育園を、また大正13年(1924)には松阪仏教団によって松阪仏教愛護園が設立された。その他、四日市の神前村に洗心保育園が、志摩の波切村に波切村保育場がそれぞれ設立されている(萩、1988)。この内、松阪仏教愛護園は現在も存続しており、白鳳愛児園は白鳳幼稚園としてその精神を継承している。

さて、本研究の第一回目は、明治大正期に設立された社会事業の内、三重済美学院と明照浄済会についてその設立の経緯や発展について調べ、三重県社会福祉事業の黎明期を振り返ってみたい。参考とした資料は、「社会福祉人名資料事典第一巻」所収の『紀元二千六百年社会事業功労者事蹟』(厚生省編、昭和17年刊)、「社会福祉人名資料事典第二巻、第三巻」所収の『輝く奉仕者近代社会事業功労者伝』(中部社会事業短期大学編、昭和30年刊)、及び『浄土宗社会福祉施設総覧-戦前期設立施設法人編-』(浄土宗総合研究所編、平成20年刊)であるが、両法人は相互に密接な繋がりがあり、沿革等には複雑で分かりにくい点多々存在する。しかし、社会福祉法人明照浄済会理事長であり、社会福祉法人三重済美学院理事長も兼務されている奥田治先生に直接インタビューする機会を得たことと、先生より貴重な資料の提供をいただいたことで理解を深めることができた。

2. 三重済美学院

三重済美学院は明治34年(1901)4月24日に、津市安濃町草生の天台宗恩仲寺住職で

あった能教海師が、津市寺町に三重県の民間社会福祉施設の草分けとなる三重育児院を創立したことに始まる。昭和30年(1955)に中部社会事業短期大学の編集により出版された『輝く奉仕者近代社会事業功労者伝』(以下、『功労者伝』)によれば、「能真海師によって創設された」と記しているが、これは誤りである。真海師は教海師の長男であり、この社会事業を発展させた人物である。教海師が創設者であることは、『浄土宗社会福祉施設総覧－戦前期設立施設法人編－』(以下、『施設総覧』)に記されているほか、奥田治現理事長のインタビューからも明らかである。教海師の後を継いだ真海師については、『功労者伝』で「極めて慈悲心に厚く、薄幸な孤児の話を目にすると直ちに自らその家を訪ねて、自坊に連れ帰って懇ろに養育した」と記されている。また、『紀元二千六百年社会事業功労者事蹟』(以下、『功労者事蹟』)では、「僧籍に在りながら遂に寺院の住職とならず、拮据其の経営に精進しその生涯に薄倖な子女三百名を養育した」と述べている。その後、萬年祥峯師によって津市青谷に設立された津養育院との間に合併の話が進み、大正2年(1913)4月に津市丸之内殿町に合同院舎を新築して三重済美学院と呼び、能真海師が院長に就任したとされている。この大正2年(1913)から三重済美学院の名称が使われたことは、現在の三重済美学院のホームページでも明記されている。また、『施設総覧』にも「大正2年に三重済美学院と改称した」と記されている。

一方、昭和17年(1942)に発行された『功労者事蹟』に掲載されている「能真海」の「事蹟の概要」では、「氏は明治八年三月十九日三重県鈴鹿郡関町に生まれた。三十四年四月京都市松原通に女子徳育学校を設立したが、同三十七年四月には津市寺町の三重育児院に転じた。同院は明治四十一年津市丸之内殿町に院舎を新築して之を移転した。大正六年二月津養育院を合併して三重済美学院と改称して組織を財団法人に改め其の理事長に就任した」と紹介している。すなわち、津市殿町に移転したのが明治41年(1908)で、三重済美学院の名称は大正6年(1917)2月から始まったとしているのである。ここで、三重済美学院の名称が使われるようになったのは大正2年か、または大正6年か、どちらが正しいのかを検討する必要がある。これについては、当時の新聞記事を探すことができたので、以下に紹介する。

大正4年(1915)2月11日の東京朝日新聞に「救済事業奨励」の見出しで、「内務大臣より左記百七十三団体に対し二月十一日を以て夫々奨励又は助成金を下付する由」の記事が掲載されているが、三重県では「九華育児院、三重育児院、津養育院」の3院が紹介されているだけである。すなわち、大正4年(1915)の時点では、三重育児院と津養育院の名称が使われており、まだ三重済美学院の名称は出ていないことになる。このことから、三重済美学院の名称を正式に使うようになったのは、大正6年(1917)2月に財団法人の認可を得た時からではなかったかと思われる。

さて、大正13年(1924)には精華園託児所を併設して保育事業を開始した。昭和3年(1928)から終戦まで、社会教化のための月刊雑誌「済美」を発行している。また、昭和

13年(1938)には社会事業法に依って救護施設としての認可を受けることとなった。昭和16年(1941)1月に能真海師が亡くなると真海師の娘婿である奥田法敏が済美学院を継承した。奥田法敏氏は飯南町の浄土宗寺院の住職である松本古月師の子として生まれ、明照浄済会を設立した清水法隆師の弟子となって、飯南町両泉寺で修行をした人である。後に浄土宗の高等教育機関である京都の佛教専門学校(現在の仏教大学)を卒業している。真海師は法敏師を高く評価し、養子として迎えたのであった。

法敏師は敷地内に建設された津市母子寮、津市授産場の管理を委嘱され、総合的社会事業施設を運営することになった。しかし、昭和20(1945)年7月に直撃弾を受けて犠牲者を2名出し、建物は全焼した。この時の様子を『功労者伝』は、「院長はその年の3月応召して不在、夫人、保母二名が在宿のみで三〇名の収容児を抱え施す術もなく遂に辛うじて難を避け、長善寺を仮院舎として応急措置を講じたが、院長不在中のこの惨劇は見るも哀れなものであった」と、記している。ここに出てくる長善寺は津市安濃町にある天台宗の寺院であると考えられる。また、法敏師は復員後、「収容児童中家庭に引き取られ得るものはその町村を通じて極力引き取らせ、残った者は事情を述べて養老院に預け、復旧工事に着手せんとしたが、既存園地は都市計画のため目的を果たさず、宇治山田市に分院を設ける外、現在地に移転することとして新築工事を急ぎ、二十二年八月完成と共に預けた子供を引き取り二十三年から養護施設の認可を得た」ことを伝えている。この時に子供たちを預けた養老院は、津市一身田にある高田慈光院(三重養老院を改称)であったと考えられる。そして、焼け跡にバラックを建てて応急事業を開始し、同時に宇治山田市に三重済美学院宇治山田分院を設置した。すなわち、本院分院共に終戦直後の孤児、浮浪児の救済に努力したのであった。一方で、津市殿町の地が都市計画で園舎を建てることができなくなり、津市古河の地に移転することとなった。しかし、再び都市区画整理事業の対象となり、緑地帯に編入されたため、現在の伊勢市に全面移転することとなったのである。『功労者伝』は最後に、「蓋し苦難の途というべきである」と述べている。

現在の三重済美学院は、障害児入所施設三重済美学院、障害者支援施設済美寮、障害者支援施設ルーベンハイム志摩、その他多くの事業を発展している。

3. 明照浄済会

伊勢市の明照浄済会は、浄土宗僧侶の清水法隆師によって大正元年(1912)8月に設立され、翌大正2年(1913)4月より現在地の旅館(御師宿)を購入して無料職業紹介所、宿泊救護、釈放人保護、教化訓育の4事業を開始した。清水法隆師は明治元年(1868)11月3日に飯南郡茅度江村で殿村仙右衛門の長男として生まれた。明治13年(1880)11月に宇治山田市中之町の浄土宗寂照寺にて得度し、僧侶となった。明治15年(1882)に飯南郡下仁柿村の両泉寺の清水厚隆師の養子となり、清水法隆と名乗った。その後、京都法学校(後に立命館大学に合併)、浄土宗教学校、高倉学寮(大谷大学の前身)、浄土宗布教講習院な

どで修学に励んだ。明治28年(1895)11月に両泉寺住職、明治41年(1908)3月には宇治山田市欣浄寺兼務住職となった。『施設総覧』によると、翌明治42年(1909)11月に三重県の推薦によって、内務省主催第14回感化救済事業講習会及び地方改良事業講習会に出席した。この講習会に発揚されて、大正元年(1912)に浄土宗4か寺の住職の協力を得て、明治天皇崩御の報恩事業として明照浄済会が設立されたのである。この4か寺住職は、森島誠諦師、井上南山師、松本古月師、駒田円応師である。この中の松本古月師は、前述したように奥田法徹師の実父である。

この間の事情については、『功労者事蹟』では、「宇治山田市吹上町欣浄寺住職を兼務したが、同市は上神宮所在地のこととて、全国より流入する浮浪者相当多く、之等の者の中には無職者前科を有する者、又病苦に悩む者等も相当あり、一夜の雨露を凌ぐ宿舎もなく、やがては又犯罪の道に転落せんとする状況を痛く憂へて、苦心画策の結果大正元年八月、同市吹上町の現在の地に明照浄済会を設立」と記している。また、『功労者伝』では、「この事業はその後、近鉄線の青山トンネル開削や終点駅建設工事、及び東洋紡績工場新設等の為、労働者が多数入込み、従って不当な低賃金や遊興等のため困窮者も続出し、又一面伊勢神宮を控えている関係上浮浪者も多く、従って唯一の救済機関として忽ち重視されるに至った」のであった。

設立に際しての資金については、「月僊基金、民間の寄付、県・国の補助等で賄えたが、日々の運営には事欠き、法隆は自分の住職の浄財をすべて事業に注ぎ込んだ」(奥田他、2005)のであった。この「月僊基金」は、清水法隆師が得度した寂照寺を江戸時代に再興した僧であり、画家であった月僊が残した基金である。月僊は多くの絵を描き、それで得た莫大な資金で、寂照寺を復興させ、伊勢神宮周辺の道路を改修したり、飢饉に苦しむ人々を助けたりした。そして、「文化元年(1804年)から5年ごろには、月僊は1,500両を山田奉行に託し、その利子で近郷の貧しい人々を救助するようにし」、「人々は、その恩徳を讃えて、この基金を『月僊金』と呼ぶようになったものである(海津、1994)。

設立後の運営については、『功労者事蹟』に「本施設に収容せられた対象者は凡そ世人の嫌忌する者ばかりで、それ等の者の集団宿泊施設は素より付近在住者の痛烈な反対を受けたが、氏は毫も屈するところなく人道を説き聖地の公安を叫んでひるまず、自ら市中を巡錫して是等不遇なる薄倖者を収容し、或いは自ら行旅病人を背負って保護を加ふる等不動の信念を以て之に當り、資金の調達に付ても自ら托鉢に依って零細な浄財を集め、或いは檀徒を説いて寺財を投じた事もあった。又夜は宿泊者と共に就寝して宿泊人の精神指導を為し、或いは座談会を設けて専心これが善導に努むる等其の苦心の程は並々ならぬものがあつた」と記されている。

明照浄済会の「昭和元年度(大正15年度)事業概要」によると、無料職業紹介所の求人数279件、求職者数437件、就職者数188件となっている。求職者の本籍地一覧では、全国42府県から来ていることがわかる。「幾多の同情すべき求職者に対して其の職を与ふる

に至らざりしものあるは遺憾に堪えません」と報告している。宿泊救護所では、宿泊人員 373 人、延人員 5351 人で、「一時宿泊して就職通勤する者、旅費盡きて求職すれども職なく、如何とも為し難く為に旅費を給与して他府県から故郷へ転送せし者、或は職業紹介中宿泊救護せし者、或は当市に來たりしも縁者無き旅人で一夜宿泊を請ふ者、或は病啞に冒され職に堪えぬを以て慈悲同情の赤心より宿泊看病せし者、等宿泊所は多端を極めました」と報告している。釈放人保護では、19 人に様々な対応をしている。「愛知県人、和歌山県人にて、實質的に善良に復しつつあるを慶びます」等としている。教化訓育では、定期講演会 38 回、明照日曜学校 25 回、慰安会 2 回、掲示伝道 45 回であった。最後の「報告を終へて」の中で、清水法隆師は「本年の経済界は不景気のドン底を匍って多数の失業者を出し、為に宿泊所を訪れる人も増加し救助費の如きも多額に上りました。為に役員一同起ちて松尾観音会式、朝熊山開山会、世義寺の護摩会には慈善托鉢を設け或は毎月市中を托鉢し或は郡部の初米托鉢を行ひて浄財を募り、以て困窮と戦ふ人達に皆様の御芳志を頒つことを得たるを慶びます」と記している。

その後、昭和 8 年 (1933) には母性保護と幼児保育のために保育所明照園を開設し、昭和 12 年 (1937) にはこれを拡張増築して神都明照園とした。昭和 18 年 (1943) 5 月に清水法隆師が亡くなると、弟子である三重済美学院長の奥田法敵師が後を継いだ。戦争中は火災をまぬがれたので、罹災者の応急的救援にあたった。そして、戦争によって夫を失った女性とその子どもたちの保護を目的として、昭和 22 年 (1947) に明照母子寮を開設した。この母子寮について明照浄済会には、「戦前の職業紹介事業の中で最も就職に困難をきたしたのは子どもをもつ母親であり、法人はそうした親子への支援にかねてから力を注いできた歴史があった」(奥田他、2005) ことは重要である。その後、昭和 29 年 (1954) には児童養護施設精華学院を開設した。

現在の明照浄済会は、児童養護施設精華学院、母子生活支援施設サラナ、児童厚生施設明照児童館、その他多くの事業を展開している。

4. 三重済美学院及び明照浄済会の初期の社会福祉事業と仏教

明治大正期の社会福祉事業は僧侶と仏教寺院を基盤に展開されてきたことは、三重県においても上述のごとくである。その嚆矢となったのが、天台宗の能教海師が興した三重済美学院であり、浄土宗の清水法隆師が興した明照浄済会であった。そして、戦争中の昭和 18 年からは、浄土宗僧侶であり、後に天台宗僧侶の能真海師の養子となった奥田法敵師が両法人の理事長となり、その手腕を発揮したのであった。以後、両者は密接な関係を結びながら今日まで継続発展して来ているのである。

さて、この時期に社会福祉事業を起こす基盤となったのが仏教であったことは重要である。これは明治政府の側が感化救済事業の主体を仏教に求めたことにも依るが、明治初年からの廃仏毀釈で神道中心の政策になっていたものが、漸く仏教の有用性が認識されたと

の仏教側の積極的な思いに依るものでもある（名和、2007）。特に伊勢は伊勢神宮の所在地であり、明治初年には廃仏毀釈で実際に多くの寺院が壊された土地でもある。清水法隆師は、大正元年（1912）の明照浄済会設立にあたって、「設立趣意書」を作っている。『施設総覧』にその一部が次のように紹介されている。「国運の進歩に伴い人文の発展とともに稍もすれば、因果律を無視せる悪平等の思潮氾濫して貧富相争ひ貴賤相容れざるの状態漸く加わらんとす……。吾国古代亦賑恤救済の道を講ずる史上其跡に乏しからず、聖徳皇太子の初めて仏教を我国に宣伝博し給ふや、仏陀の大慈教に則り、人の精神と共に其肉体及び国家社会を救ひ給ふ……。』と。これは、内務省の感化救済事業講習会の内容に沿ったものと思われる。この時期の感化救済事業は、貧困や失業などを社会問題と捉えずに、個人の生活態度や性格的な問題と捉えるところに特徴があった。その貧困問題や失業問題を釈迦や聖徳太子が広めた仏教の救済に倣って救おうとの決意が読み取れる。

出発点として、明治政府の仏教へのアプローチがあり、感化救済事業への奨励助成金の下付があったにしても、それだけでは事業は成り立たない。月僊基金や托鉢などの浄財が重要な資金となっていた。それは、単なる慈善活動やボランティアというものではなく、身を粉にしての活動であった。そこに仏教の精神が生きていたと考えられる。

今回の研究を基にして、大正から昭和初期にかけて設立された三重県内の社会福祉事業について、引き続き深く調査検討していきたい。

付 記

本論執筆に当たり、社会福祉法人明照浄済会理事長および社会福祉法人三重済美学院理事長である奥田治先生には貴重なインタビューと資料の提供をいただきました。また、ご子息であり精華学院院長および高田短期大学非常勤講師の奥田敦先生には理事長へのインタビューの調整や資料の準備をしていただきました。お二人の先生に心より感謝申し上げます。

文 献

- ・中部社会事業短期大学編 1955 輝く奉仕者近代社会事業功労者伝（社会福祉人名資料事典 第2・3巻 日本図書センター 2003）
- ・萩吉康 1988 三重県幼児教育史－明治から昭和初期までの幼稚園、託児所の創設と発展－ 皇學館大學出版部
- ・浄土宗総合研究所仏教福祉研究班編 2008 浄土宗社会福祉施設総覧－戦前期設立施設法人編－ 浄土宗総合研究所
- ・海津裕子 1994 社会福祉に尽くした画僧・月僊 三重県環境生活部文化振興課県史編さん班ホームページ
- ・厚生省編 1942 紀元二千六百年社会事業功労者事蹟（社会福祉人名資料事典 第1巻

三重県における社会福祉事業の歴史 (1)

日本図書センター 2003)

- ・ 明照浄済会 1927 昭和元年度（大正 15 年度）事業概要
- ・ 名和月之介 2007 感化救済事業と仏教－内務省救済行政と仏教との結合様式についての一考察 四天王寺国際仏教大学紀要 44 号 89-123
- ・ 奥田治、他 2005 施設は地域に開き示すもの 経営協 2005.6 35-38
- ・ 社会福祉法人明照浄済会ホームページ <http://www.meisyou.net/>
- ・ 社会福祉法人三重済美学院ホームページ <http://www.mie-saibi.or.jp/>
- ・ 東京朝日新聞 1915 救済事業奨励 大正 4 年 2 月 11 日付

研究論文

介護学生の整容及びおしゃれに対する意識の現状

福田 洋子

はじめに

介護福祉士養成課程では、1年次より生活支援技術において整容における介護支援技術を習得する内容のカリキュラムが組まれている。整容とは、毎日の着替えや洗面、歯磨き、洗髪、身体の保清など容姿を整えることである。学生は学外実習として高齢者施設、障害者施設で計450時間の介護実践を通し、利用者の整容への援助を体験する。整容支援は、日常生活において、介護保険適用の生活習慣の一部として、生活の中で行われているためか、おしゃれを楽しむことを主とした整容支援は、重要性をもって見られることが少ない。ましてや利用者の日常生活で、化粧の援助を受けている人はほとんどいないことから、介護学生が高齢者や障害者へのおしゃれや化粧支援を、生活支援技術として学ぶ機会は少ないと言える。

内閣府「高齢者の日常生活に関する意識調査」(2013)¹の結果では、前期高齢者の72.3%、後期高齢者の68.3%が「おしゃれをしたい」とおしゃれに対して高い意識を持っていることが報告されている。しかし高齢になると自分の身体を思うように動かせなくなり、おしゃれを楽しむ余裕もなくなる状況がある。高齢者の要望を叶えるためにも、介護学生が介護教育の中で、おしゃれ援助としての整容支援技術を学ぶことは重要である。

伊波ら(2000)²の調査では、高齢女性が習慣化されていた化粧をやめた理由には、「施設入所や病気で入院し、それにより道具もないのでやめてしまった」「目が悪くなった」、「骨折して手が利かなくなった」などがあげられている。さらに、化粧は女性の身だしなみとの意識があるものの、「誰も見てくれる人がいないのに化粧をしても仕方がない」と、社会的目的の喪失から気持ちの喪失感が生まれることも明らかにしている。さらに2011年に資生堂が、高齢者の生活の質を高めることを目的に、「化粧療法プログラム(お化粧品教室)」³を独自に開発し、高齢者施設で実施した結果、心や行動が明るく前向きになり、日常生活動作の向上に繋がったことを報告している。これらのことから、介護学生が、整容支援として、日常的に高齢者や障害者のおしゃれへの援助が行えるようになることは意義があると考えられる。

介護学生の日常生活での整容やおしゃれへの意識は、介護実習で、利用者の日常生活支援に関わる際に大きく影響する。さらに高齢者施設や障害者施設で働く場合、利用者の整容支援への質にも反映される。学生のうちに整容支援の一環として、おしゃれや化粧支援を学んでいくことは、利用者の生活の質の向上に繋がるものとして重要である。

本研究は、介護福祉コースの学生の、整容やおしゃれについての意識を明らかにし、高齢者や障害者の、エンパワメントに繋がる化粧を含めたおしゃれ等、整容支援技術の授業方法を検討する一助としたい。

1. 研究方法

(1) 調査対象

T 短期大学介護福祉コースの1年生・2年生の男性10名、女性20名（合計30名）を対象とした。

(2) 調査時期

2015年12月に質問紙調査を実施、2016年1月にインタビュー調査を実施した。

(3) 調査方法

質問紙調査用紙を各学生に手渡し、その場で記入してもらい直接回収した。インタビュー調査は、協力の得られた6名の学生に個別に行った。

(4) 調査内容

質問紙調査は、整容や化粧などおしゃれに関する質問54項目に対して、介護福祉コースの学生30名より回答を得た。また、同女子学生6名へインタビュー調査を実施した。インタビュー内容は、Q1. おしゃれをした時としていない時の違いは何でしょうか、Q2. 顔を洗った時と洗わない時の気分の違いは何でしょうか、Q3. 新しい洋服を着ると今までの洋服を着るとでは、どのような違いがありますか、Q4. もし、1日髪の毛をとかさなかったらどんな気持ちですか、Q5. 生活習慣でこだわっているところは何ですか、の5項目である。

本調査でのおしゃれとは、化粧も含まれる。アンケート内容は、図1に、インタビュー調査結果は、表17に示す。

(5) 分析方法

統計処理は、選択式質問項目は単純集計し、記述式質問項目は記述内容を集約した。インタビュー調査内容は、一部を抜粋して記載した。

(6) 倫理的配慮

調査の質問紙を配布するにあたり、研究の目的、方法、無記名で個人は特定されないこと、調査協力の有無により学生に不利益が生じないことを文章と口頭で説明した上で、研究の主旨に同意を得られた学生を対象に調査を実施した。

2. 調査結果

(1) 質問紙調査結果

問1から問54までの結果を表1から表16に示す。

- 問1 年齢
 問2 性別
 問3 あなたは化粧に興味はありますか
 問4 化粧をしない場合、理由は何ですか
 問5 化粧をしたい（している）部位はどこですか（複数回答可）
 問6 化粧はどのくらいの頻度でしますか
 問7 あなたは化粧を何歳から始めましたか
 問8 化粧をするきっかけは何でしょうか（複数回答可）
 問9 あなたは、化粧をどこで習いましたか（複数回答可）
 問10 あなたは、化粧をしないと気分がゆううつになりますか
 問11 あなたは、化粧をしないと外出できないですか
 問12 化粧をしないと外出できない理由は何ですか
 問13 あなたは、化粧が上手くできた時、気持ちも明るくなりますか
 問14 あなたは、化粧がうまくできないとイライラしますか
 問15 あなたは、化粧をしたときに誰かに褒めてもらいたいですか
 問16 あなたは、化粧をしたときに誰かに綺麗と言われたことがありますか
 問17 あなたは、綺麗と言われると嬉しいですか
 問18 化粧をしてもっと綺麗になりたいですか
 問19 あなたは、化粧をすると自分が変われると思いますか
 問20 あなたは、化粧をすると自信が持てますか
 問21 あなたは、化粧をしている人を見た時にどのように思いますか
 問22 あなたは、化粧をしない人を見た時にどのように思いますか（複数回答可）
 問23 化粧を入念にしなければと思うときはいつですか（複数回答可）
 問24 あなたは、1日に鏡をどのくらい見ますか。
 問25 あなたが鏡を見るときはどんな時ですか（複数回答可）
 問26 あなたは、髪型に気を使っていますか
 問27 あなたは、美容院に行きますか
 問28 あなたは、美容院にどのくらいの回数行きますか
 問29 美容院での髪の毛の手入れはどれか
 問30 あなたは、髪型が決まらないううつな気分になりますか
 問31 あなたは、髪型が決まらないう外出したくないですか
 問32 あなたは、カラーコンタクトを使ったことがありますか
 問33 あなたは、カラーコンタクトに興味がありますか
 問34 カラーコンタクトはいつしていますか
 問35 カラーコンタクトはどこで買いますか
 問36 あなたは、爪の手入れに興味がありますか
 問37 あなたが、爪にしている手入れはどれですか
 問38 歳をとってもおしゃれは必要だと考えますか
 問39 あなたは、人によく見られたいと外見に気を使いますか
 問40 高齢者が化粧をすることについての考えを書いてください
 問41 あなたは、お風呂に入る方ですか、それともシャワーですか
 問42 風呂やシャワーの回数はどのくらいですか
 問43 1日のうち歯は、どのくらい磨きますか
 問44 1日のうち顔をどのくらい洗いますか
 問45 1日のうち髪の毛を何回とかしますか
 問46 1日のうちトイレの後以外に手を何回洗いますか
 問47 1日のうち服を何回着替えますか
 問48 手を洗わなくても平気な方ですか
 問49 風呂に入らなくても平気ですか
 問50 歯を磨かなくても平気ですか
 問51 髪の毛をとかさなくても平気ですか
 問52 髭をのばしたいですか
 問53 髭剃りはどのくらいでしますか
 問54 お肌のお手入れをしていますか

図1. アンケート内容 54 項目

介護学生の整容及びおしゃれに対する意識の現状

表 1. 問 1 から問 3 までの結果

問1	男		女	
	10名(33%)		20名(67%)	
問2	18歳	19歳	20歳	24歳
	3名(10%)	18名(60%)	8名(27%)	1名(3%)
問3	1.はい	2.いいえ	3.どちらでもない	無回答
	11名(38%)	11名(38%)	7名(21%)	1名(3%)

表 2. 問 4 から問 9 までの結果

問4	1. 興味がない	9名(30%)	問7	1. 中学1年生～3年生の間	5名(17%)
	2. 面倒くさい	9名(30%)		2. 高校1年生～3年生の間	4名(13%)
	3. 化粧品が合わない	1名(3%)		3. 短大に入学時	5名(17%)
	4. 化粧方法がわからない	3名(10%)		4. つい最近	3名(10%)
	5. その他	2名(7%)		5. その他	1名(3%)
	無回答	6名(20%)		無回答	12名(40%)
問5	1. 目	7名(19%)	問8	1. 友人にすすめられた	1名(3%)
	2. 眉	1名(3%)		2. 親にすすめられた	3名(10%)
	3. ファンデーション	5名(14%)		3. 彼氏にすすめられた	0名
	4. 口紅	2名(5%)		4. 自分から興味があり始めた	8名(27%)
	5. チーク	3名(8%)		5. 雑誌などで影響された	2名(7%)
	6. 鼻	0名		6. その他	4名(13%)
	7. 顔全体	7名(19%)		無回答	12名(40%)
無回答	12名(32%)	問9	1. 友人から	1名(3%)	
問6	1. 毎日		6名(20%)	2. 家族から	2名(7%)
	2. 1週間に3～4回		2名(7%)	3. 雑誌などから	6名(17%)
	3. 1週間に1～2回		0名	4. 化粧品を買ったときに	4名(13%)
	4. 気分がいい時		6名(20%)	5. 自己流で	3名(10%)
	5. その他(あまりしない)		4名(13%)	6. その他	2名(7%)
	無回答	12名(40%)	無回答	13名(43%)	

表 3. 問 10 から問 11 までの結果

	1.はい	2.いいえ	3.どちらでもない	4.その他	無回答
問10	3名(7%)	13名(43%)	5名(17%)	1名(3%)	9名(30%)
問11	1名(4%)	18名(60%)	1名(3%)	1名(3%)	9名(30%)

表 4. 問 12 の結果

問12	1. 綺麗にみられたい	4名(13%)
	2. 大人っぽく見られたい	2名(7%)
	3. 顔に自信がない	4名(13%)
	4. 素顔を見られたくない	1名(3%)
	5. 美しい自分でありたい	0名
	6. その他	2名(7%)
無回答	17名(57%)	

表 5. 問 13 から問 20 までの結果

	1. はい	2. いいえ	3.どちらでもない	4.その他	無回答
問13	11名(36%)	2名(7%)	6名(20%)	2名(7%)	9名(30%)
問14	4名(13%)	9名(30%)	6名(20%)	2名(7%)	9名(30%)
問15	7名(23%)	7名(23%)	6名(20%)	1名(4%)	9名(30%)
問16	11名(37%)	10名(33%)	9名(30%)	0名	0名
問17	4名(13%)	15名(50%)	5名(17%)	1名(3%)	5名(17%)
問18	9名(30%)	5名(17%)	7名(23%)	2名(7%)	7名(23%)
問19	9名(30%)	4名(14%)	9名(30%)	1名(3%)	7名(23%)
問20	7名(23%)	8名(27%)	7名(23%)	1名(4%)	7名(23%)

表 6. 問 21 から問 25 までの結果

問21	1. 綺麗に見える	13名 (43%)	問24	1. 1~3回	10名 (34%)
	2. 自分も真似したい	3名 (10%)		2. 4~6回	10名 (33%)
	3. 似合わない	2名 (7%)		3. 7~10回	1名 (3%)
	4. その他(どうでもよい)	5名 (17%)		4. 11~15回	3名 (10%)
	無回答	7名 (23%)		5. 16~20回	0名
問22	1. 醜い	0名		6. 20回以上	0名
	2. 子供っぽい	3名 (10%)		その他(できれば見たくない)	3名 (10%)
	3. マナーがない	0名		無回答	3名 (10%)
	4. 綺麗にしたらよいのに	1名 (3%)	問25	1. 洗面時	22名 (47%)
5. その他	15名 (50%)	2. トイレに行った時		14名 (30%)	
無回答	11名 (37%)	3. 授業中		3名 (6%)	
		4. することがない時		5名 (11%)	
問23	1. デート(コンパ)の時	10名 (27%)		5. 家で勉強している時	0名
	2. 就職試験・面接の時	7名 (19%)		6. テレビを見ている時	0名
	3. おしゃれな人に会う時	2名 (5%)		7. 時間に関係なくいつも見ている	0名
	4. バイト仲間などの集まり	2名 (5%)		8. その他(化粧するとき)	1名 (2%)
	5. 同窓会	5名 (14%)		無回答	2名 (4%)
	6. 学校に行く時	0名			
	7. その他(バイトの時・気分)	3名 (8%)			
	無回答	8名 (22%)			

表 7. 問 26 から問 27 までの結果

	1. はい	2. いいえ	3. どちらでもない	4. その他	無回答
問26	12名 (40%)	7名 (23%)	0名	9名 (30%)	2名 (7%)
問27	21名 (70%)	8名 (27%)	1名 (3%)	0名	0名

表 8. 問 28 から問 29 までの結果

問28	1. 月1回	2名 (7%)	問29	1. パーマをかけている	5名 (16%)
	2. 2か月に1回	5名 (17%)		2. 毛染めをしている	8名 (25%)
	3. 3か月~4か月に1回	11名 (36%)		3. その他	8名 (25%)
	4. 半年に1回	4名 (13%)		無回答	11名 (34%)
	5. 1年に1回	0名			
	6. その他	2名 (7%)			
	無回答	6名 (20%)			

表 9. 問 30 から問 33 までの結果

	1. はい	2. いいえ	3. どちらでもない	無回答
問30	5名 (17%)	17名 (57%)	7名 (23%)	1名 (3%)
問31	3名 (10%)	22名 (73%)	4名 (14%)	1名 (3%)
問32	6名 (20%)	22名 (73%)	0名	2名 (7%)
問33	10名 (33%)	22名 (73%)	2名 (7%)	2名 (7%)

表 10. 問 34 から問 35 までの結果

問34	1. 毎日いつもしている	5名 (17%)	問35	1. 眼科	1名 (3%)
	2. デート(コンパ)の時	0名		2. ネット販売	3名 (10%)
	3. ショッピングなど外出の時	0名		3. 安く手に入るところ	2名 (7%)
	4. 友人と遊びに行く時	0名		4. その他	7名 (23%)
	5. バイトの時	0名		無回答	17名 (57%)
	6. 就職試験・面接の時	0名			
	7. その他(しない)	7名 (23%)			
	無回答	18名 (60%)			

介護学生の整容及びおしゃれに対する意識の現状

表 11. 問 36 から問 37 までの結果

問36	1. はい	2. いいえ	3. どちらでもない	4. その他	無回答
	9名(30%)	15名(50%)	4名(13%)	0名	2名(7%)
問37	1. マニキュア	2名(7%)			
	2. ネイル	0名			
	3. つけ爪	0名			
	4. その他(爪磨き)	13名(43%)			
	無回答	15名(50%)			

表 12. 問 38 から問 39 までの結果

	1. はい	2. いいえ	3. どちらでもない	4. その他	無回答
問38	21名(70%)	1名(3%)	5名(17%)	2名(7%)	1名(3%)
問39	12名(40%)	6名(20%)	10名(33%)	0名	2名(7%)

表 13. 問 40 高齢者が化粧をすることについての考え

記述の内容集約	
その人の気持ち次第	
個人の自由	
外見を気にするようになり認知症予防になると思う	
個性が出て良いと思う	
高齢者も女性なのだから、綺麗にしたいという気持ちに年齢はない	
特別な日とかに化粧をしたら綺麗に見えるからいいと思う	
化粧をすることで、元気でいることが出来る	

表 14. 問 41 から問 47 までの結果

問41	1. 風呂	19名(63%)	問45	1. 1回	8名(27%)
	2. シャワー	7名(23%)		2. 2回	6名(20%)
	3. その他	2名(7%)		3. 3回	8名(27%)
	無回答	2名(7%)		4. 4回	1名(3%)
問42	1. 毎日	26名(87%)	問46	その他	4名(13%)
	2. 2日に1回	1名(3%)		無回答	3名(10%)
	3. 3日に1回	0名		1. 3回	16名(59%)
	4. 1週間に1回	0名		2. 4回	3名(11%)
	5. 1日2回	0名		3. 5回	2名(7%)
	6. その他	1名(3%)		4. 6回	1名(4%)
問43	無回答	2名(7%)	問47	5. その他	4名(15%)
	1. 毎食後	1名(3%)		無回答	1名(4%)
	2. 1日2回	23名(77%)		1. 1回	13名(43%)
	3. 1日3回	3名(10%)		2. 2回	11名(37%)
	4. 1日4回	0名		3. 3回	4名(13%)
問44	5. その他	1名(3%)	4. 4回	0名	
	無回答	2名(7%)	5. その他	0名	
	1. 1回	8名(27%)	無回答	2名(7%)	
	2. 2回	15名(50%)			
	3. 3回	3名(10%)			
	4. 4回	0名			
	5. その他	1名(3%)			
	無回答	3名(10%)			

表 15. 問 48 から問 54 までの結果

	1. はい	2. いいえ	3. その他	無回答
問48	3名(10%)	24名(80%)	1名(3%)	2名(7%)
問49	1名(3%)	26名(87%)	1名(3%)	2名(7%)
問50	1名(3%)	27名(90%)	0名	2名(7%)
問51	10名(33%)	18名(60%)	0名	2名(7%)
問52	12名(40%)	16名(53%)	0名	2名(7%)

表 16. 問 53 から問 54 間での結果

問53	1. 毎日	3名(10%)		
	2. 2日に1回	2名(7%)		
	3. 3日に1回	2名(7%)		
	4. 4日に1回	1名(3%)		
	5. その他(気分がいい時)	8名(27%)		
	無回答	14名(46%)		
問54	1. はい	2. いいえ	3. その他	無回答
	17名(57%)	10名(33%)	0名	3名(10%)

(2) インタビュー調査結果

Q1. おしゃれをした時としていない時の違いは何でしょうか、Q2. 顔を洗った時の気分は何でしょうか、Q3. 新しい洋服を着るのと今までの洋服を着るのとでは、どのような違いがありますか、Q4. もし、1日髪の毛をとかさなかつたらどんな気持ちですか、Q5. 生活習慣でこだわっているところは何ですか、の結果を示す。

表 17. Q1 から Q5 までの結果

質問内容	内容
Q1 おしゃれをしている時の気分	気分が明るくなり出かけたくなる 自分に自信が持てる 気合が入る
Q1 おしゃれをしていない時の気分	気分が暗くなりマスクで顔を隠す 人前に出るのが恥ずかしい 外出したくない
Q2 顔を洗った時の気分	清々しい気分、晴れやかな気持ち 汚れがとれ、さっぱりする すっきりする
Q3 新しい洋服を着た時	楽しい気持ちになる 友達と遊びたいと思う、出掛けたい 人に見せたい 今までの自分と違う気持ちになる
Q3 今までの洋服を着た時	スーパーに行くような気もちになる 少し汚れていても気にならない 出掛けたい気持ちなくなる
Q4 もし、1日髪の毛をとかさなかつたらどんな気持ちか	ブルーな気持ち、ゆううつになる 髪の毛が決まらなく、うつむき加減にあるいてしまう 暗い気持ちになる
Q5 生活習慣でこだわっているところは何か	朝食の前に歯を磨く お肌の手入れを欠かさない お風呂に入ってから夕飯を食べる できる限り化粧をする

3. 結果の分析と考察

本研究は、介護学生の整容における日常生活習慣とおしゃれに関しての現状を把握した。以下に学生の整容への意識調査結果を踏まえた、生活支援に対する授業への考察を述べる。

(1) 女子介護学生のおしゃれ、化粧への意識の現状

調査対象の、18歳から20歳代の女子学生20名(100%)のうち、化粧に興味があるかでは、「はい」10名(50%)、「いいえ」3名(15%)、「どちらでもない」が7名(35%)であった。化粧を毎日している女子学生は、6名(30%)、1週間に3~4回や気分がいい時に化粧をするが、13名(65%)、無回答1名(5%)で、女子学生は化粧に興味があり、化粧をしている学生が多かった。化粧をしない理由としては、「興味がない」2名(10%)、「面倒くさい」9名(45%)、「化粧の方法がわからない」2名(10%)であった。化粧について関心が低い女子学生は、年齢や育ちの環境もあるだろうが、年齢を経ながら化粧の必要性を感じ、化粧の方法を覚え、自らも化粧をするようになっていくための時間が必要であろう。化粧に興味があり、化粧をしている女子学生は、化粧を始めた年齢も早く中学時代から馴染んでいた。つまり、化粧に慣れることで、面倒くさいものから、興味のあるものへ変化したと考えられる。

健康寿命延伸産業創出推進事業(2015)⁴による調査では、65歳以上の高齢者の69.0%がおしゃれをしたいと、おしゃれへの関心度が高いことを報告している。しかし化粧を自らできない高齢者に対し、介護学生の化粧の方法がわからないとか、化粧が面倒くさいという気持ちは、他者に化粧をして、生活の活性化を図ろうとする場合、支援の妨げになるのではないかと懸念する。確かに、多くの種類の化粧品を使い、綺麗に仕上げていく化粧の工程は、時間もかかり煩わしさもある。しかし、高齢者の楽しみの時間として、毎日ではなく週に1回でも化粧をする時間を持ち、昔のことを思い出しながら、皆と語り合い、褒め合い、見せ合いして、喜びを分かち合う時間を持てる環境づくりは重要である。化粧療法や回想療法に繋がる化粧を取り入れたおしゃれへの環境づくりを、卒業後にできることは、高齢者や障害者の生活の質の向上に繋げていけるのではないかと考える。そのために、介護学生にとり、おしゃれが自分自身の楽しみだけでなく、生活支援として提供できる教育訓練が必要と考える。

瀧澤(2005)⁵の調査では、認知症高齢者に化粧を7回実施したところ笑顔が多くなり、他者との会話が増えた、自分で整髪が行えるようになったなど整容への意識の向上が見られたと、化粧の良い効果を報告している。しかし本調査では、「化粧をしてきれいになりたいか」の質問で、40%の学生が「はい」と答え、60%の学生が、「いいえ」、「どちらでもない」と回答していることから、化粧の効果を意識するに至らず、その関心度はまだ低い状況であった。これは、化粧が一般的に、大人の身だしなみであるとの考えからくる結果ではないかと考える。但し、インタビュー調査では、「おしゃれをすることで、気分が明るくなり、出かけたくなる」などおしゃれの効果を意識していることも明らかになった。今後、介護学生には、おしゃれや化粧が、認知症予防や生活の活性化を促す効果があることを理解できるよう授業方法を工夫し、卒業後、利用者支援に繋がるよう訓練していく必要があると考える。

高齢者施設では、高齢者の死亡後、死後の処置としてエンゼルメイクを行うが、女性の看護・介護職員が行っているようである。学校では、終末期ケアの授業で、エンゼルメイクの仕方を学ぶが、主に女子学生が行い、男子学生は観察者となる。これまでは、化粧であることで女子学生に任せていたが、今後は、日常の化粧支援に繋げていくためにも、まず介護福祉士として、男子もエンゼルメイクができるように授業内容を工夫していくことが必要である。

(2) 介護学生の整容に関する意識の現状

介護学生の歯磨きで最も多かったのは、1日2回である。朝・昼・晩と3回磨く学生は3名であった。髪型に気を使っているかでは、「はい」12名(40%)、「いいえ」7名(23%)、1日に髪の毛をとかす回数は、1回と3回がそれぞれ8名(27%)である。トイレ以外に手を洗う回数は、3回が16名(59%)で最も多かった。しかし手を洗わなくても平気な学生が、3名(10%)、風呂に入らなくても平気な学生が、1名(3%)、歯を磨かなくても平気な学生が1名(3%)、髪の毛をとかさなくても平気な学生が、10名(33%)、お肌の手入れをしていない学生10名(33%)と、自らの整容を整える意識が乏しい学生もいた。この結果から、卒業後、高齢者や障害者の生活支援を行う際の指標が、自分自身の生活習慣を主にして考える傾向にあるならば、高齢者や障害者の望む整容支援に繋がっていくのかと思案する。

生活支援技術では、感染予防の観点からも手洗い、歯磨き、入浴は重要である。これまでの授業で、感染予防対策や清潔の意義を学んでいない学生の場合は、学生の生活習慣では、感染予防の視点が確立されていないと考えられる。施設実習では、高齢者への感染予防は最も重要視されていることから、介護の教員は、学生の1年入学時点から学生の生活習慣の実態を把握し、清潔や不潔概念の視点から、感染予防対策をとれる教育を行っていく必要があると考える。

おわりに

介護学生への整容に関する意識調査では、おしゃれや化粧は、高齢者も必要であると多くの学生が答えていた。しかし、化粧に興味がない学生、化粧方法がわからない学生もいることから、高齢者や障害者への生活支援技術として化粧を提供することは、まだまだ困難な状況であることが明らかにされた。おしゃれや化粧が高齢者の生活を活性化することが報告されていることから、今後、介護学生も化粧を活かした生活支援ができるように、教育内容を検討していく必要があると考える。

高齢者施設の中には、高齢者の気持ちの活性化を図るために化粧支援などを提供しているところも存在する。世間では、男性のメイクアップアーティストが活躍している。化粧に興味のない男子学生が、学校で整容支援技術における化粧支援を学んでいくことで、介護職に就いた時に、抵抗なく、化粧支援ができるようになるのではないかと考える。そし

て彼らが、高齢者や障害者の、おしゃれや化粧を楽しむ環境づくりへの一端を担うことで、高齢者や障害者の生活の質の向上に繋がると考える。その為にも、男女関係なく整容支援技術における、おしゃれや化粧支援技術を授業の中で定着していく必要があるのではないか。さらにこのことが、介護の専門性にも繋がるのではないかと考える。

本調査では、男性も女性も介護福祉士として同じように整容支援を行うことを前提に、調査項目を男女別にせず集計したが、調査結果では、化粧をしない男子学生は、化粧等おしゃれの項目での無回答が多かった。さらにその他でも、「興味がない」の回答があった。このことから、男女別での集計を出す必要があった。

今回は本校の少数の学生への調査報告であったが、今後、他の介護福祉士養成学校の学生への整容及びおしゃれへの意識の実態も調査する必要があると考える。

引用・参考文献

1. 内閣府政策統括官「平成 26 年度 高齢者の日常生活に関する意識調査結果」2013 92-97
2. 伊波和恵「高齢女性と化粧－化粧の臨床心理学的適用の方法および実践－」繊維機械学会 2009 222-228
3. 資生堂「化粧療法プログラム（お化粧教室）」2011 年 4 月
4. 平成 27 年 2 月健康寿命延伸産業創出推進事業「美容的ヘルスケアサービス提供による介護費用削減効果の検証プロジェクト調査報告書」高齢期の美容的ヘルスケアコンソーシアム 1-164
5. 瀧澤祐希「お化粧セラピーが高齢者にもたらす影響について」耕仁会学術研究論文集 (12). 2005 33-35
6. 倉井恵子、高塚麻由、小山聡子、菅原真優美、佐藤信枝「看護系大学生の日常の生活習慣について－看護技術履修前の 1 年生の実態調査－」新潟青陵大学紀要第 7 号 2007 年 3 月 247-256
7. 西田 瞳「装い」と「ファッション」の取り入れにおける他者比較の心理」2010
8. 安永明智、谷口幸一、野口京子「高齢者における装いへの関心と QOL の関連」文化女子大学紀要人文・社会科学研究 (19). 2011-01
9. 谷合義旦「自立へのきっかけは身だしなみから－整容動作－」ノーマライゼーション障害福祉 19 (7)、54-58、1999-07
10. 森地恵理子、広瀬統、田中悟、久世淳子「メイクアップの心理的効果と生体防御機能に及ぼす影響」日本福祉大学情報社会科学論集 第 9 巻 2006-03 111-116
11. 趙 弼花「高齢者の Quality of Life に関する研究」－実証研究に向けての課題の整理－政策科学 8-1、sep.2000
12. 小林茂雄・田中美智「介護と衣生活」同文書院 2005
13. 小澤洋子「装いは生きるよろこび」中央法規出版 2001

研究論文

保育者養成校における今後の保育実習（施設）指導のあり方（2） — 2015年度の事前事後指導と施設実習反省会を終えて—

藤 重 育 子

1. 目 的

保育実習（施設）（以下、施設実習と示す）の学生に対する事前事後指導については、各保育者養成校において様々な工夫がなされており、それらの実践報告も見られる。鈴木ら（2013）は実習前や指導の際にねらいを意識することによって充実した実習を展開することができ、その実習での学びが学生の育ちに繋がり、自らの保育観、子ども観を形成する基盤になると指摘している。また、実習を経験した学生自らが自分の実践を振り返り、自己評価を行うという活動は、その後の学びや活動の動機づけに影響を与え、個人の資質を高めていくことに繋がる（石山ら、2010）ことから、実習先施設と学生との意識の差や考えのずれを生じたままにせず、自己評価を与える機会も養成校の取り組みであると考えられた。そこで藤重（2014）は、施設実習終了後に、全28問（「施設実習における学び」13項目、「実習前の事前学習の必要性について」15項目）からなる質問紙調査を行った。ここでは養成校での学びや施設実習先での学びについて、多少ではあるが学生の中に意識として芽生えはじめていることが分かった。また前年度比較を行ったところ、「記録を書く力」に関しては2014年度においても計30%以上の学生が「今以上に学ぶ必要性を感じる」ため、筆記に関する学生の能力を伸ばす努力が必要であると再認識できた。一方で、「発達過程理解」、「危機管理意識」、「保護者対応」、「使命感・責任感」に関しては、「現場で学ぶ必要性を感じる」割合が多くなっている。この点に関しては、養成校のみならず実習先である施設と連携し、それぞれの機関が特色を活かして実習生指導にあたることが望ましいと考えられた。さらに、藤重（2015）では、実習終了後の学生に加え施設実習受け入れ側として各施設の施設実習指導者（以下、施設指導者と示す）をも対象とし、事前指導における役割について調査・分析することを試みた。調査対象者であった学生の考える「実習における学び」や「事前学習の必要性」と、施設指導者の考える「学生の学び」や「大学における事前学習」「施設で行う実習指導」といった立場の違いから見られる認識に差異が生じており、課題として見出された。そして得られた結果を、2015年度の前指導での活用と、実習反省会での話題提供を行うことにより施設指導者との連携を図った。また、大日方ら（2015）では、学生が将来働くであろう各種の保育現場においても、保育に関する専門知識や専門技能とは別に保育者間のチームワーク、自ら考えたり働き掛けていく主体性、コミュニケーションの能力等を欠かすことできないと考え、学生たちにおける現在の社会人基礎力と、施設実習後の自己評価の関連性をみた。

2015年度の施設実習に関する事前指導については、前述した実習反省会における施設側

から頂戴した課題をも含めた指導を行った。前年度の施設実習反省会（2014年8月28日に実施）においては、学生の課題を5点（表1）頂戴した。幼稚園や保育所での実習と異なり、宿泊実習が多い中で洗濯や食事準備等に

表1. 反省会から頂戴した課題5点

2014年度の実習生の課題	
1	家事全般をある程度できた状態で実習に参加してほしい
2	表情明るく積極的な態度を取ってほしい
3	日誌に関して誤字脱字のないように書いてほしい
4	服装やメイクについて適切なものにしてほしい
5	自己肯定力を身につけてきてほしい

たる1点目は必至であるだろう。その他2～5点目は、施設実習に限らず他の実習においても同様の課題が挙がるものと思われる。そして、実習前の指導のみならず日常生活において獲得すべき技術であり、また教職員側もそのような機会を与えるよう気かけなければならない。今年度の事前指導においても、表情や言葉遣い、日誌の書き方については慎重に指導を行った。また、自己肯定に結びつくような目標を掲げさせたり成功体験や達成事項が多くなるよう、学びや課題の提示を行ったりと丁寧に指導した。2015年度の施設実習を終えて、大日方ら（2016）は、学生が障害児者や要養護児のための諸施設において実習した場合に、どのような意識で取り組み、そのことに対する自己評価の変化について調査を試みた。実習期間中の初期、中期、後期の3回にわたり実習生に自身の取り組みを振り返らせ、自己評価された141名のデータを分析した。その結果として、実習日数が経過するに伴い自己評価は高まってきたが、この傾向は障害施設の実習生よりも養護施設の実習生において、また男子学生よりも女子学生により顕著に認められた。

以上のように、これまで施設実習について学生の意識や自己評価、施設側との意識の差異等、様々な側面から関連を見てきた。本稿では施設実習に関する事前事後指導の実践報告とこれまで継続してきた同様の質問紙調査から得られた結果のデータ比較を行う。さらに加えて2015年8月21日に実施した施設実習反省会から得られた、2015年度の実習生の施設における学びと課題について取り上げ、次年度に向けた課題を明らかにすることを目的とする。

2. 方法

(1) 対象と質問紙調査

対象はT短期大学保育者養成学生145名とする。学生は学内での講義や実技を通して、理論や知識技能を身につけ、2年次6月に9日ないしは10日の実践活動として利用者児と直接関わりながら経験的知識や実践への応用力を学ぶために、施設実習を行っている。実習終了の後、学内において事後指導を行い、その際に質問紙調査を行った。質問紙については、「施設実習における学び」として13問（表2に示す）について「全くそう思わない」、「あまりそう思わない」、「そう思う」、「大変そう思う」の4件法でたずね、「実習前の事前学習の必要性について」として15問（表3に示す）について「今以上学ぶ必要性を強く感

表2. 「施設実習における学び」(13問)

-
1. 日誌の書き方について学ぶことができた。
 2. 利用者児の特性・個性について学ぶことができた。
 3. 利用者児への声かけについて学ぶことができた。
 4. 利用者児に対する直接的な援助方法やそのタイミングについて学ぶことができた。
 5. 利用者児に対する間接的な援助方法やその意義について学ぶことができた。
 6. 利用者児の成育歴・障害の症状・措置経緯・現状などを理解しそれに応じた援助の在り方について学ぶことができた。
 7. 施設職員間の連携・協力について学ぶことができた。
 8. 施設と保護者との連携の在り方について学ぶことができた。
 9. 施設と地域社会の関係の在り方について学ぶことができた。
 10. 施設養護の社会的意義について学ぶことができた。
 11. 分からないことは担当職員または施設長に積極的に質問できた。
 12. 実習中、積極的にメモをとることができた。
 13. 実習日誌は毎日必ず翌朝提出することができた。
-

表3. 「実習前の事前学習の必要性について」(15問)

-
1. 挨拶・言葉遣い・礼儀などのマナー
 2. 掃除や食事の仕方など日常生活の知識・技術
 3. 利用者児の見方・捉え方など観察力・洞察力
 4. 気づいたらすぐに対応するという行動力・判断力
 5. 児童福祉・社会福祉に関する基礎知識・理解
 6. 利用者児の発達過程の理解
 7. 利用者児の心情に寄り添った共感的なかわり方
 8. 日誌や指導計画などの記録に関する基本的な考え方と書く力
 9. 日々の生活支援を実践する際の創意工夫や応用力
 10. 利用者児の発達に応じた多様な遊びや活動に関する知識・技術
 11. 利用者児の経験や環境とのかかわりに基づいて遊びや活動を展開する力
 12. 利用者児の安全・安心を守るために危機管理のできる心構え
 13. 障害のある利用者児の保育や支援に関する理解
 14. 利用者児への保護者への対応や支援の在り方に関する理解
 15. 保育士としての使命感や責任感・愛情
-

じる」、「今以上学ぶ必要性を感じる」、「今の指導でよい」、「現場で学ぶ必要性がある」の4件法でたずねた。

これら、今年度の質問紙調査結果とこれまで継続してきた調査結果との比較を行うこと、また今年度の施設実習反省会において施設指導者より得られた学生の課題に関しても加えて検討する。

(2) 事前事後学習の実践

2年生145名の実習期間は2015年6月中、宿泊型(15施設)は9日間、通園型(10施設)は10日間であった。施設種別については、児童養護施設10施設、障害児・者施設11施設、重症心身障害児・者施設2施設、一時保護所2施設の計25施設であった。

実習のねらいとして、各種児童養護施設及び社会福祉施設の機能や子ども(利用者)の

生活の実態を把握すること、施設保育士の職務内容と役割および施設養護に関する知識・技能について体験を通して学ぶこと、の2点を挙げた。また実習目的として以下の4点を挙げた。施設の概要・機能・養護の実態について実践を通して理解し社会的養護の実際について学ぶこと、補助的な立場で子ども（利用者）と生活を共にし、実践的な関わりを通して一人ひとりを理解しながら援助・支援のあり方について学ぶこと等、観察実習や参加実習を通して座学で得た内容を実習現場で体験的に学ぶ2点と、補助的な立場から施設保育士の専門性に触れながら施設保育士の職務内容及び役割、また職員とのチームワーク等に関して体験を通して把握し施設養護及び養護内容への関心を高めること、施設保育士及び子ども（利用者）と生活を共にする中で、実習生自身が様々な働きかけを行うことにより養護技術を習得しながら将来の保育士としての自覚を高めること、等多岐にわたる保育士としての職務への関心を高め保育士像の見通しを持つ2点である。

事前指導に関しては、4月から5月にかけて全8時間で行った。前期として3時間、施設実習の意義や目的を確認し、施設実習の概要や機能と役割を指導し、施設保育士について学習する機会を設けた。またビデオ視聴で子ども（利用者）との関わり方、入退所の経緯や配慮、職員連携に至るまでを確認した。中期として2時間、事前訪問後に実習先の施設に関する事前学習ワークシート作成や実習に関する心構え等の指導を行った。後期として3時間、実習日誌の書き方や実習中のマナー、施設養護に関する基本的専門用語（漢字を含む）や配慮事項の最終確認を行った。

3. 結果と考察

(1) 質問紙調査より

調査対象学生 145 名のうち、回答の合った 139 名を分析対象とする。

1) 施設実習における学び（13 問）

今年度の結果（上段）と、過去2年間の結果（中段、下段）を図1に示した。グラフ内の数値は人数を表す。

2015年度の結果では、多くの項目において「大変そう思う」や「そう思う」といった回答が見られた。特に「2.利用者児の特性個性」、「3.声かけ」、「7.職員連携」、「11.積極的質問」、「13.日誌提出」の5項目において、60%以上「大変そう思う」という回答が得られたことから、現場でそういった場面に学生が遭遇していたことがよく分かる。また「4.直接的援助方法」、「5.間接的援助方法」、「6.利用者児に応じた援助」、「10.施設養護の社会的意義」の4項目については、「大変そう思う」と「そう思う」を合わせて80%以上の割合で現場での学びであると学生が回答していることから、施設現場での学びが豊かであったことがうかがえる。

過去2年間と比較してみると、全体的に見て「大変そう思う」や「そう思う」といった回答から学生が現場での学びを多く感じていること、さらに多少の増減があるもののそれ

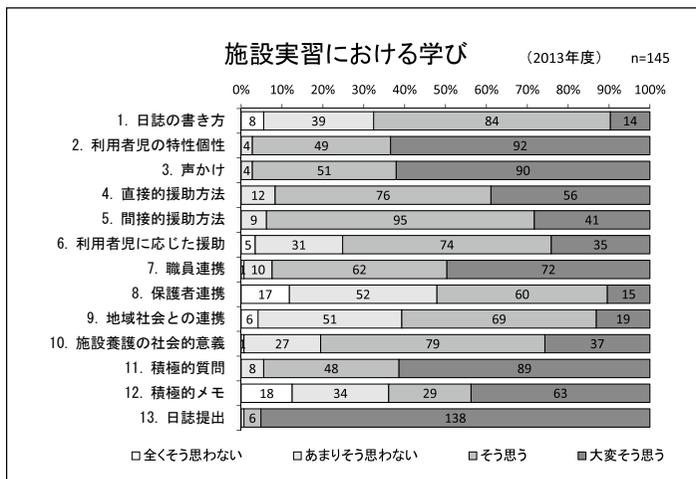
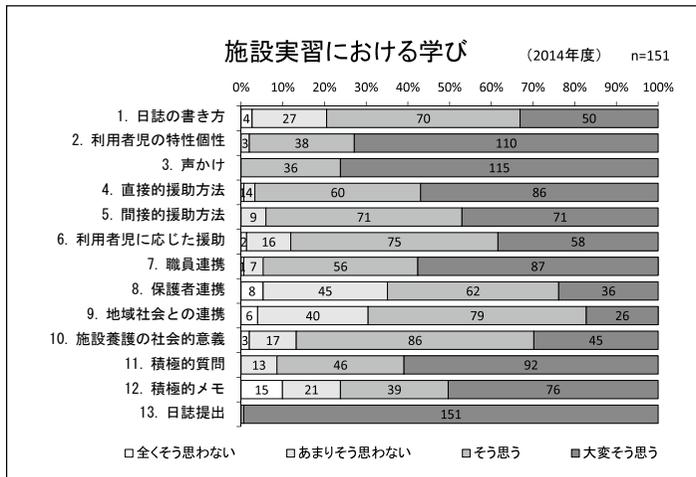
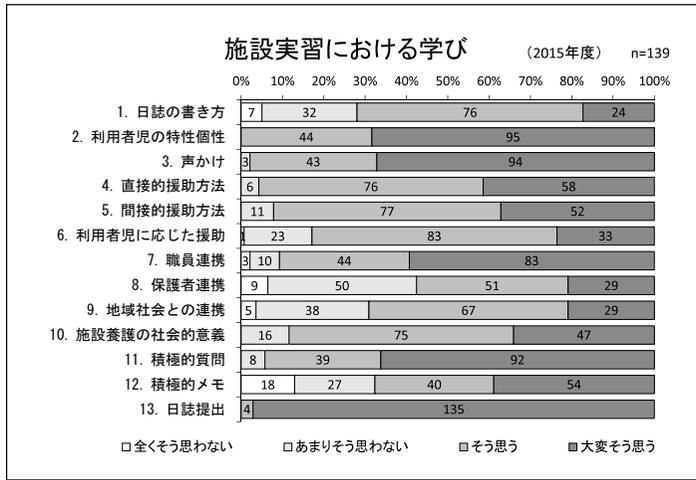


図1. 「施設における学び」(2013~2015年度)

が年々増えていることがよく分かる。これは、実習反省会で得られた情報を養成校での事前指導へ活かしていることに加えて、現場では施設指導者が工夫し学生指導に尽力くださっていること等がうかがえた。またその各機関における対応を実習生が理解し、学習意欲に繋がっているとも見て取れる。特に「6.利用者児に応じた援助」「9.地域社会との連携」項目では、「全くそう思わない」や「あまりそう思わない」から「大変そう思う」や「そう思う」という意識への変化がわずかではあるが見られたように感じた。中田ら（2014）の指摘する、実習先によって保育者の果たす役割もそこで学ぶ内容も異なってくるため、多角的、時系列的に現状を把握しつつ、子どもや保育を多相的に理解する資質が求められることも納得できる。

2) 実習前の事前学習の必要性について（15問）

今年度の結果（上段）と、過去2年間の結果（中段、下段）を図2に示した。グラフ内の数値は人数を表す。

2015年度の結果では、9項目において「今以上学ぶ必要性を強く感じる」や「今以上学ぶ必要性を感じる」と回答した学生が50%以上いたことが分かった。特に「5.福祉に関する基礎知識・理解」、「10.遊びや活動の知識技術」、「11.遊びや活動の展開力」については、約60%の学生が今以上の学習を必要としていた。これらの項目はいずれも発言や行動に結びつくための初期段階であり、一見、事前指導を終えた学生の回答とは不一致に思われがちだが、実習現場で自身がそれらを行って見たところ学生がよく口にする「うまくいかなかった」ことが、基本に立ち返り、学習の不足を学生自身が感じて、次の学習に繋がっているのだとも考えられる。また設問の15項目のうち、養成校における事前指導だけでは不十分であるものも多く含まれるため、今後も施設指導者と連携を図りながら、学生が再度、学習の必要があるといった気付きに丁寧な指導を重ねていきたい。

そして全体的に見ても、過去2年間と比較して顕著な変化が見て取れる。これは、年度によって学生の質や学年の雰囲気異なるために一概には言い切れないが、学習したからこそ、実習生自身に不足している点が見出された結果ではないかとも想像できた。

(2) 2015年度施設実習反省会より

2015年8月21日に実施された施設実習反省会では、16施設18名の施設指導者の参加があった。口頭において「職員の仕事、施設についてよく学んでもらった」、「子どもの試し行動に対して、声かけも上手く、工夫して対応していた」、「0、1歳児にどう対応してよいか戸惑っていたが、乳児の対応を学んでもらうことが出来たと思っている」、「日々の反省会では、自分の目を見た意見を述べていた」といった学生の頑張りを認め激励をくださった。課題を頂戴したりと有意義な時間となった。課題に関しては、服装や言葉遣い、日常生活について等、厳しいご指導をいただいた。

中でも、今年度は反省会において、以前から話題として挙がっていた「日誌」をテーマ

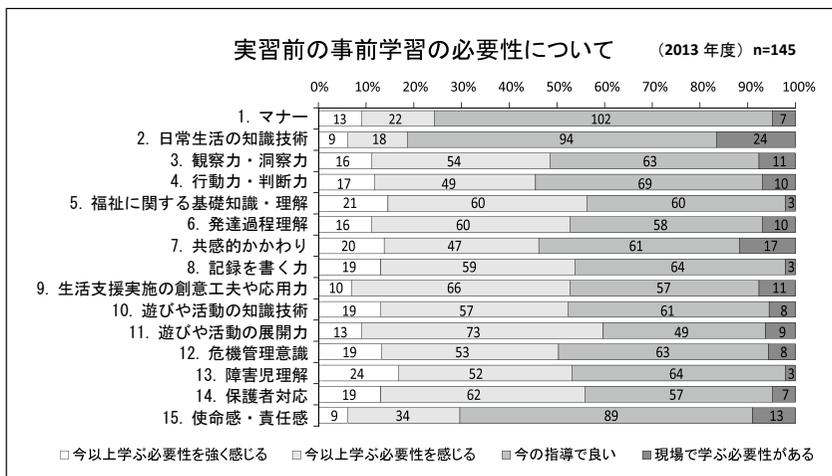
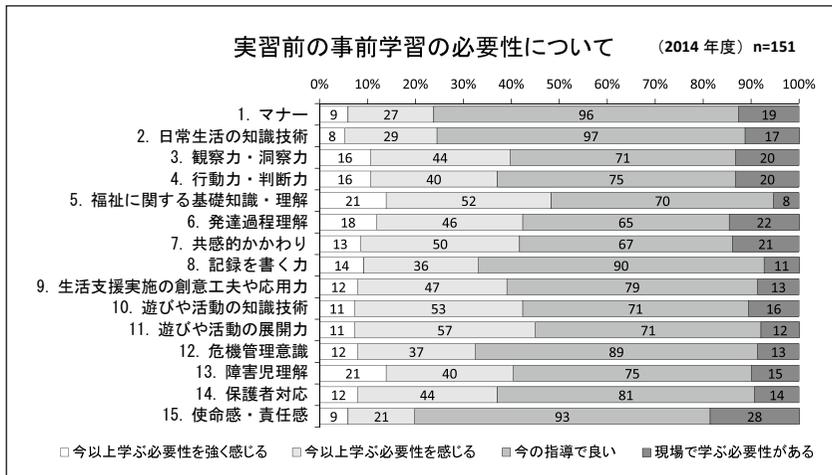
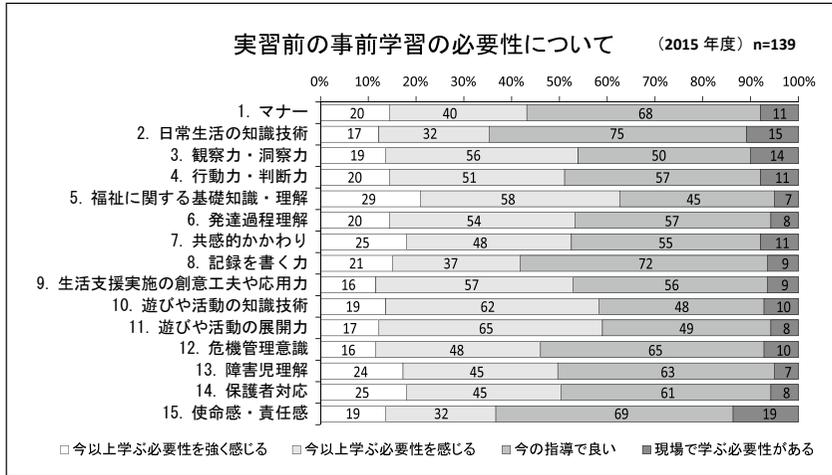


図2. 「実習前の事前学習の必要性について」(2013~2015年度)

として設定した。テーマとして掲げた「日誌」に関しては、よい点として「よくまとまっていた」、「感想を見て一生懸命さが伝わった、学びも多かったと思っている」と感想をくださる施設指導者もあったが、課題をいただくことの方が多かった。その課題も2種類に分かれていた。1つは、「日誌が、日記になっている学生がいたので、どういう事をしてどう対応したか書いてもらいたいかと説明をした」、「よく書けている学生もいるが、感想の多い学生もいた」、「目標・目標に対する行動と感想の記載が必要と思っている」といったような日誌の書き方の問題であり、もう1つは「誤字脱字の多い学生がいた」、「同じ漢字の間違いをしている学生がいた」、「訂正印が多かったので、訂正用の小さい印鑑を用意してほしい」といったような本人の不注意によるものや確認すれば容易に修正が可能なものである。前者に関しては、長期に渡る指導が必要であるが、後者に関しては注意深く記述することや確認を怠らないことにより回避できる。またそうすることが、日誌のみならず、今後の重要書類や将来の記録等の作成にも役立つことであろう。

次に、施設実習反省会時に実施したアンケート（図3）の中から、実習生のこと（問6）や事前指導や大学への要望（問7）について、以下に回答をまとめる。

表4は、施設指導者より自由記述欄に記入いただいた通りである。口頭にて課題をいただくことは多かったが、改めてアンケートの記述依頼をしたところ、厳しくも優しいご意見をくださり、また学生のいい部分を見てご記入いただいている施設指導者が多いように思えた。中でも学生の「真面目さ」をよい点と捉えてくださる施設指導者が多いと感じた。学生の個人差にもより、また養成校で教職員に見せる姿ではない学生としての表情を見せていることも多いと思われる。様々な学生が保育者を目指す上で養成校のみでならず、施設側の協力も仰ぎながら共に学生指導に力を注いでいきたいと考えている。

2015年8月21日

平成27年度 保育実習（施設）反省会 アンケート

本日はお忙しい中ご出席いただきありがとうございました。ご意見・ご感想をお聞かせください。あてはまる（ ）にOを入れてください。 ※回答できる範囲内で結構です

(1) ご出席いただきました先生についてお教えください
施設種別もしくは施設名（所属）：.....

(2) 本日の反省会はいかがでしたか
() 満足 () どちらともいえない () 不満
どのような点で：.....

(3) 実習反省会において特定の内容に特化したテーマを掲げて施設の先生方からお話し頂くことについてどう思われますか
() よい () どちらともいえない () よくない
※昨年度は自由にお話し頂きました。今年度は「日誌」+αといったところでお話し頂きました。

今回テーマを「日誌」についてお話し頂きましたが、その他、このようなテーマ（内容）がよいというものはありませんでしょうか
() ない () ある ⇒具体的に.....

(4) 開催日時（平日の午前中）についていかがですか
() よい () どちらともいえない () よくない

その他、ご出席にあたり選んでいる時間帯などお教えください
() 平日の午後 () 土曜日の午前 () 土曜日の午後
() 日曜日の午前 () 日曜日の午後 () その他⇒.....

(5) 本日の反省会に対してご意見・ご感想をお聞かせください
.....

(6) お世話になりました実習生のことに関してご指摘などございましたらお聞かせください
.....

(7) 大学へのご要望、事前指導に対するご意見などございましたらお聞かせください
.....

ありがとうございました。

図3. 施設実習反省会時実施アンケート

表 4. 2015 年度施設実習反省会アンケート（問 6 の回答）

よい点	課題
・今年度の学生さんは真面目に取り組んでいただきました。	・言葉遣いの気になる学生さんがみえました。
・前向きな姿勢でよかったです。	・厳しい評価の学生は、現場実習外も含まれており残念です。 ON、OFFが大切かと思いますが。
・全般的にともしっかり指導されているような感じを受けました。	
・全体的には問題少なく現場実習には取り組んでくれていたと思います。	
・4名の学生を受け入れました。みなさん真面目に実習していただき、障害について施設について、学生さんなりに少しでも理解してもらえたと思います。	
・非常に真面目でよかったです。	
・非常に真面目な学生さんばかりで身だしなみもしっかりしており、とてもよかったです。利用者さんにも大変好かれていました。	

表 5. 2015 年度施設実習反省会アンケート（問 7 の回答）

大学や科目への要望
<ul style="list-style-type: none"> ・マナーのこと、日誌の書き方のこと、しっかり指導してほしい。 ・2グループに分ける為、偶数人数で受け入れをしたい(今年度は奇数)。 ・最近の傾向としてアレルギーを持つ学生が増えているようです。 実習中の食事は大切なものであるものの代替食ができませんので、事前オリエンテーション時に個別にお話しています。学校の方でも該当学生の把握をしていただけたら有難いと思います。 ・就活の一つとして考えてもらえるとうれしいです。 また少しでも障害施設に興味があるのであれば、学科にとらわれず、いろんな学生に来てもらえるとうれしいです。 ・実習が決まった時点で、実習先のことをある程度理解していただければと思います。 きちんとできていた学生さんもみえました。 ・事前自主実習に来られても良いかと思っています。 ・施設に対するイメージや先入観をやわらかくして頂けると有難いです。 また就職へつなげていきたいと感じております。今後ともよろしく願います。

表5は、6名の施設指導者より記述いただいた内容である。全て養成校や学生のことを肯定的に捉えられていることが認識できる。施設実習期間だけでなく、ボランティアや就職等をはじめとして、普段から関係性を良好に保つことで、学生にとっても保育者養成校側、施設側にとっても互いに利益に繋がるのではないかと考えられる。ご指摘いただいた通り、マナーの指導やアレルギー等の把握については、再度養成校の方でも確認するシステム作りを構築したいと考えている。

最後に、河野（2011）によると、何よりも重要なことは学生自身の実習に対する取り組む意欲を高めることであり、これらに影響を与えるものとして自己効力感があるのではないかと指摘している。また、多田内ら（2014）は施設実習を前にして、一部はやる気十分であるが、大半の学生は不安を感じており、事前に十分な情報を与える必要があることを示唆している。同研究によると障害児・者支援施設利用者への理解について、実習前と比較して身体面・健康面・運動機能面・障害の程度に関して実習後にはそれぞれ50%以上増の理解度を測ることが明らかとなった。以上のように実習生である学生に変化が見られる

ことから、未知であることによる無理解や恐怖、不安等を養成校の施設実習事前指導において払拭できるよう努めなければならない。

今後も実習時、また実習前後の学生指導を続ける上で、様々な場面において施設側と協力して連携を図りながらきめ細かい個々の指導を心がけたいと考えている。

【引用文献】

- 藤重育子（2014）「保育実習における学びと課題－施設実習後の学生の振り返りから－」
東邦学誌第 43 巻第 2 号 pp.161-170
- 藤重育子（2015）「保育者養成校における今後の保育実習（施設）指導のあり方－実習生・施設実習指導者・実習科目担当者の意識の差異に着目して－」高田短期大学介護・福祉研究創刊号 pp.32-41
- 石山貴章・安部孝・田中誠（2010）「保育士養成機関における『施設実習』の現状と課題（2）－実習事後指導を通じた『自己評価』と『気づき』に関する分析から－」九州ルーテル学院大学紀要 visio 第 40 号 pp.59-72
- 大日方重利・藤重育子（2015）「保育専攻学生の社会人基礎力と施設保育実習後の自己評価の関連」静岡産業大学経営研究所『環境と経営』第 21 巻 1 号 pp.17-26
- 大日方重利・藤重育子（2016）「保育（施設）実習における保育学生の自己評価とその変化」静岡産業大学情報学部紀要第 18 号 pp.273-282
- 鈴木方子・大岩みちの（2013）「保育者を目指す学生の育ちを願って－実習における課題とねらいの指導－」岡崎女子短期大学研究紀要第 46 号 pp.1-7
- 多田内幸子・重永茂（2014）「施設実習の前後での本学幼児教育学科学生の意識調査」久留米信愛女学院短期大学研究紀要第 37 号 pp.69-76

研究論文

自閉症スペクトラム（発達障害）支援の領域における
ソーシャルワークに関する今後の実践的課題に向けた一考察
：いわゆる「動く重症児」問題までを手がかりに

植 木 是

抄録：わが国において、医学的な治療対象としての存在として認識され始めた自閉症が、どのように社会的位置づけのなかで変遷していったのか（「社会問題」としての自閉症の把握）。また、当事者・家族の生活とその問題がどのように認識され把握されていったのか（「生活問題」としての自閉症の把握）。本稿では、これらの史的発達の過程を社会福祉の視点から構造的に明らかにしていくために、わが国における自閉症処遇の歴史について概観・整理を進めていく。そのなかで、親たちと実践家たちによる自閉症児者のための治療・教育・生活の場づくり運動から生まれた「三重県立あすなる学園」（わが国初の自閉症児施設〔医療型〕）と「自閉症施設づくり運動」^{1,2}につながる自閉症処遇の前史ともいえる「動く重症児」問題とその取り組みに着目をし、「権利としての社会福祉」の視点から考察を深め、結論として若干の課題整理を進めつつ、今後の実践的課題や展望につながるものを探り出していく機会とした。

キーワード：自閉症スペクトラム、自閉症処遇の歴史、障害児の権利保障問題（権利擁護）、社会福祉の対象理解としての自閉症、「動く重症児」問題

1. はじめに

わが国では、1952（昭和27）年に驚見たえ子（名古屋大学医学部精神科）によって、わが国初めてとなる自閉症症例（「早期幼児自閉症」カナー型）（K氏：・男児・7歳2ヶ月）が発表された。これ以後、わが国においても自閉症症例（「早期幼児自閉症」あるいは「小児分裂病」）が散見されるようになった。しかし、それは一方で脳器質性疾患や知的障害との鑑別診断をめぐり、分裂病であるか否かという疾病論にほとんどが集中したかたちで論議され、またもう一方では報告された症例が本当にカナーの唱えた「早期幼児自閉症」に該当するのかが問われた。このように、わが国においても自閉症はその実態像を捉えるところから、医学的な研究対象として取り扱われ始めた、といわれている。当時、精神科医は自閉症の症例をみつけることが学会発表の機会となり、またより多くの「本当の自閉症」像を求めて研究交流が盛んとなってきた³、といわれている。

様々な医学的所見とその混乱の中に立たされながら、ようやく関係者の間から「自閉症」が少しずつ社会的認知をされ始めたと同時に、社会問題化され始めるのが、1960年代後半である。当時、自閉症児は「重症児」として取り扱われることが多く、重症心身障害児施

設・びわこ学園などを中心に「動く重症児」として問題化し、社会的な関心が高まっていった、といわれている。また、1960年代初頭からの三重県の十亀史郎と高茶屋病院・あすなろ学園を中心とした自閉症児の治療と教育保障運動とその取り組み、1967（昭和42）年の情緒障害児学級の開始によって、国による本格的な自閉症児への教育的対応が開始された。そして、1979（昭和54）年の養護学校義務制によって、それまで就学猶予されてきた重度の自閉症をもつ子どもたちの教育の場が、知的障害養護学校の場に広がっていった歴史がある。

社会福祉実践／ソーシャルワークの領域では1981（昭和56）年には、「自閉症児施設」が児童福祉法によって法定化され（第一種自閉症児施設：医療型、第二種自閉症児施設：福祉型）、1993（平成6）年制定の障害者基本法では、付帯決議によって、障害者の定義に、てんかん・難病とともに「自閉症」が加えられ、明記された。2003（平成15）年には約20年ぶりとなる「自閉症」固有の支援制度、「自閉症・発達障害支援センター」事業が開始される。また、2004（平成15）年からは、「特別支援教育」が開始され、高機能自閉症・アスペルガー症候群やLD・ADHDとよばれる自閉症スペクトラムとその近縁の「軽度発達障害」とされる子どもたちが援助の対象とされてきており、同年末には「発達障害者支援法」が成立している。これまでは、自閉症児者の多くは知的障害の療育を応用して処遇されてきたが、現在、医学的・心理学的な研究の到達点とともに高機能・アスペルガー症候群の当事者による自閉症体験の告白によって、独特の内面世界があることが明らかになってきており、2000年代以降、特にこれらに配慮した自閉症・発達障害支援の必要性は高まりをみせている。自閉症スペクトラムの障害特性に着目した、具体的な福祉的援助の対象となりつつある時期にあるといえよう。

最近のマスメディアでは、障害者にスポットをあてたテレビドラマやドキュメンタリー番組がブームのようでもある。特に「自閉症」が取り扱われる機会は多くなってきている。

ドラマ「光とともに」⁴など、自閉症児・者をテーマとしたものは、日常生活では自閉症にほとんど触れることのない市民にとっては、自閉症を知る貴重な機会であり、その意味では、マスメディアが自閉症の社会的認知の進歩に果たす役割は大きい、といえよう。しかし、依然として「自閉症が治った。」などと誤った認識に基づいた、保護者・親の会・専門家などの関係者からは驚くような事実を捻じ曲げた情報が未だに氾濫していることも現実としてある。石破防衛庁長官（2004年、当時）による「自閉隊」発言⁵などに代表されるように、未だに「自閉」ということばのもつイメージから誤った認識が根付いていることが事実としてある。市民にこのような報道が広く発信されることにあたり、自閉症などの発達障害の社会的認知にマスメディアが果たす役割と影響力は大きいとともに、責任の重さも当然に指摘されよう。

今なお、一部、強度行動障害の状態を呈するものなど、精神医療現場に生活の場をゆだねざるをえない自閉症児者の問題を、より具体的な福祉的援助の対象へと展開していくた

めには、どのような支援のあり方が求められてきているのだろうか。本稿では、当事者・家族とともに創り出す今後の現場における実践的課題へ向けたヒントを探るため、福祉的施策発展の経過と問題点を整理・検討しつつ、福祉的援助の対象として自閉症がどのように登場してきているのか、その歴史を整理・概観してゆくなかで考察を深めてゆきたい。

2. 自閉症の社会問題化—いわゆる「動く重症児」：児童福祉施設での自閉症—

1960年代後半、自閉症は社会問題化した。1960年代は、1960（昭和35）年の精神薄弱者福祉法、身体障害者雇用促進法の制定にはじまり、国家の障害児者政策が打ち出されてきた。そのなかでも、自閉症児は「遅れてきた障害児」といわれている。当時は、その障害像をめぐって医学的学問的論争が繰り広げられていた最中であり、混乱した学会と各現場での対応を背景として、その対策は様々な矛盾を受けながら登場せざるを得なかった、ともいわれている。1967（昭和42）年2月の自閉症児者親の会創立大会の席上で、ある親は「医療関係の方々には科学の力によって、この不可解な病気の実体と治療の方法を明らかにしていただきたい。精神病であるか、性格の偏りであるかということさえ定説がないのでは、われわれが教育と治療の場を、といくら叫んでも国家として対策を立てにくいのではないか。」と発言している。このような発言の背景には、カナーとアスペルガーの自閉症疾病論をめぐる、牧田（アスペルガー派）－平井（カナー派）論争があった、といわれている。また、このように医学・医療現場に求められていたのは、具体的な生活の場での関わりではなく、その障害像をめぐっての研究と治療法の発見であり、国家による対策の科学的基盤をつくることであった。その第一になすべきこととして、診断確定のための前提として疾病論の確立が求められていた。自閉症問題は、国会の場においては、当初は自閉症問題として登場したのではなく、いくつかの自閉症児処遇前史ともいべき出来事があった。その一つがいわゆる「動く重症児」問題である。

－ 1. 重症心身障害児施設の成立

1950年代後半から、公教育からは教育不能児として疎外され、医療からは不治永患として切り捨てられ、また福祉施設からは処遇不能とされ排除されてきた重度・重複障害児は「重度・重複障害児」（後の重症心身障害児）として社会問題化した。戦後ようやく高度経済成長期にさしかかった頃である。1958（昭和33）年、東京都社会福祉協議会が中心となり「重症心身障害児問題研究会」が生まれたことが契機となり、社会的に重症心身障害児（略称、重症児）は取り上げられるようになる。はじめて「重症心身障害児」ということばが使われたのは、同年に東京都社会福祉協議会に設けられた重症欠陥児対策委員会（後の島田療育園・園長の小林提樹ら）においてであった。全国的に社会問題として顕在化してきたいわゆる重度・重複障害児問題のなかで対象が意識化され、用語の統一がなされていく。そして「重症心身障害児」という名称が生まれた（同年に後の「東京都社会福祉協議

会に、重症欠陥対策委員会が発足、そこで、重症欠陥児・不治永患児・多障害児などの名称を統一して、重症心身障害児と呼ぶ」ことになったことから誕生した⁶。)。これを経て、1961（昭和36）年に島田療育園（東京都）、1963（昭和38）年にびわこ学園（滋賀県）[いずれも民間施設]が設立される。1967（昭和42）年の児童福祉法改正にともなう混乱に対応するために国立療養所・国立病院に重症心身障害児病棟が付設されるまでは、多くは民間に依存して重症心身障害児のための施設が設立されていった。

一①. 島田療育園の場合（1961〔昭和36〕年設立）

1950年代頃から、東京日赤病院小児科に引き取り手のない奇形児や重複児が、常時20人以上入院していた。1955年頃からは、「要は治療に値しない障害児を入院させていることと、小児科を標榜して精神科または神経科の患者を入院させているという2点」（「島田療育園のあゆみ」第4号、1970年）で、健康保険の支給を停止され、さらに医療扶助まで打ち切れ、小児科部長で担当医であった小林提樹は東京日赤病院を追われることになる。当時は治療の可能性がないと考えられていた障害児（＝精神科や神経科の対象児）を、小児科に入院させているということが問題となったのである。このような事態のなかで、小林は全国社会福祉協議会を中心にして、この問題を社会に訴えていった。小林は婦長と約20名の重症児とともに篤志家・島田の援助によって建てられた新設の島田療育園に、1960（昭和35）年、初代園長として迎えられた。そして、翌1961（昭和36）年に、島田療育園は重症心身障害児施設として開設された。こうして、島田療育園は主に医療現場から排除された障害児に福祉の光をあてたわが国最初の「重症心身障害児施設」として、スタートした。重症心身障害児は、医療から排除されただけではなかった。島田療育園は、「精神薄弱、精神発達障害、肢体不自由、盲、聾、啞など心身の障害が重症であるか、あるいは二重三重と重複しているか、年齢が幼若である、いわゆる重症心身障害児は障害の度合いが強かったり、重なり合っているために、従来は病院や児童福祉施設への収容は許されずに巷に放任されたままにいました。その数は全国で約3万人とも言われますが、これらの家庭は障害児の負担から悲劇のどん底に陥るものもあり、離婚、犯罪、心中など家庭崩壊の悲劇を生じたこともあります。これらの児童の保護療育をするとともに、家庭崩壊を未然に防止するための施設」であると、設立の目的を述べている⁶。また、この設立の経緯から、対象児は基本的に家庭での保護が難しく、かつどの施設でも受け入れてもらえない子どもたちというかたちで意識され、「医学的重症」ということに加え「介護的重症」、「社会的重症」ということばが使われた。「介護的重症」とは、異常行動が強いために家庭に代わって介護・療育を必要とする場合であり、「社会的重症」とは、障害そのものに関わりなく社会的な条件が乏しいために緊迫した状態にある場合を意味していた。医療、教育、福祉から排除され、国家による施策も打ち出されず家族依存のままに放置されてきた結果、家庭崩壊という社会問題を背景に、あらゆる支援の手、特に東京日赤病院という医療現場から排除された子どもたちに、担当医であった小林提樹が、生活の場を保障することによ

て誕生した、といえよう。

一②. びわこ学園の場合（1963〔昭和38〕年設立）

1963（昭和38）年に滋賀県大津市に、糸賀一雄が戦後いち早く設立した精神薄弱児施設・近江学園が母体となって、びわこ学園は設立された。近江学園では、50年代の実践を通して、創設当初（1946〔昭和21〕年）は必ずしも積極的には考えられていなかった重度児たちの発達可能性を、事実としてつかんできていた。さらに50年代後半から顕著になった児童の重度化の傾向は、学園としてこれらの子どもたちへのとりくみを明確に位置づけた実践のあり方を模索させることになる。このような状況のなかで、新たな実践の理念として、1960年代中頃より「発達保障」という考え方が生まれてきた。それは、すべての子どもたちに「権利としての発達」を保障していくための取り組みであり、社会変革の実現へ向けた課題意識など、社会的視点を鋭くもった実践でもあった。

びわこ学園の設立趣旨は「趣意書」において次のように述べられている。

「戦争によって社会に投げ出された戦災孤児或いは生活困窮児が、今どんな状態に置かれ、それが又どのように不良化しつつあるかは既に御承知のとおりであります。また一般にはまだ忘れられている精神薄弱児（低脳児）が、これまた放ってあるために不良の徒となって行くのが沢山あることも犯罪者の半数以上が精神薄弱者であるということから見ても頷けると思います。そのためにこれから健全に進んでいかねばならない社会が、どれ程迷惑を受けているかということも、・・・大きい問題であります。しかしそれだからといってこの子どもたちが一概に悪いとは言いきれません。戦災孤児或いは生活困窮児は戦争のために、つい苦しまぎれに悪いことをするのであります。つまり、言ってみれば我々が彼らを放って置くことがいけないので、彼等をやはり私たちの仲間として温かく育て上げ、正しく教育すれば、それが又同時に社会の健全な発展を少しでもたすけることになるので、どうしてもこの子どもたちを適当な施設に収容して教育しなければなりません。実際助けるとか、救うとか人ごとのように申しますが、よく考えてみれば、みな私たち社会の人お互い自分のためなのではないでしょうか。』⁷⁾

「信楽寮」（1951〔昭和26〕年）、「あざみ寮」（1953〔昭和28〕年）、「日向弘済学園」（1952〔昭和27〕年、千葉県）、「一麦寮」（1961〔昭和36〕年）等の、「生産的な教育が受けることができるように」というねがいがいによって設立された施設とは違い、糸賀にとってのもう一方の問題点は、「生産的なものが出来ない」、「生涯が保障されるべき」、「重症痴愚、白痴」の問題であった。そのような子どもたち12名ほどは、学園から「落穂寮」（1950〔昭和25〕年）に移った。しかし、このような子どもたちとは異なったもう一つのグループ、「いわゆる不適応児」が、早くから着目されてきていた。彼らは「グループの運営にとって

指導員や保母やまた子どもたちお互いどうしの大きな負担となるばかりではなく、その子ども自身に対しても、おもしろくない影響を与える」者達、とりわけ医療的条件の整備されたところで、医療と教育が強く結びついてはたらきかけなくては、その発達を保障できない子どもたちであった。具体的には、主に医療的ケアが不可欠であり、かつ発達のみにても精神薄弱児施設とは異なる独自の指導の体制や技術が求められる、近江学園では当時、おおよそ一歳半の発達の節目前にいる子どもたちで、「神経性下痢」、「てんかん」、「アテトーゼによる肢体不自由と言語障害」、「自閉症」等の二重・三重の障害をもつ子どもたちであった。この子どもたちは、「杉の子」グループとして従来の能力別生活集団とは別に、落穂寮以上に手のかかる子どもたちとして処遇されていた。

この杉の子グループの問題が発端となり、びわこ学園は誕生した。糸賀は、「はじめ、白痴の子どもたちのために落穂寮をつくったときは、正直なところどういう気持ちであったのだろうか。精神薄弱という特殊のなかのもうひとつ白痴という特殊として、この子たちを差別していなかったであろうか。近江学園自体がこの世の中から特殊視されており、そのなかでさえも障害の種類や程度によって子どもたちが特殊として差別される。この子たちのためと称しながら、その根底には一般のいわゆる〈健全社会〉を想定して、そこからはみ出したものとしての〈特殊な社会〉をつくってしまうのである」という反省や迷いを示しながらも⁷、困難な障害特性から特別なニーズが存在することと、その固有の療育体制の必要性にも気づいている。そして、既存の施設体系では適切な援助を受ける手だてのない重症心身障害児の発達保障を実現するために、1963（昭和38）年、びわこ学園を設立するに至った。

3. 島田療育園・びわこ学園、両施設の設立の経緯と背景から

島田療育園が、医療合理化の波のなかで医療現場から経営上の理由から、治療に値しないとされた引き取り手のない重度の障害児（＝重症児）排除の末に設立されたのに対して、びわこ学園が近江学園等の関連福祉施設から生産的労働に合わないような重度の障害児（＝重症児）の処遇には、とりわけ医療と教育が強く結びついて「福祉」としてはたらきかけることで子どもたちの発達保障が実現されていくという取り組みではじまっており、設立のきっかけと経緯はそれぞれに独自性がある。しかし、このように日本の重症児問題の取り組みにおいて、代表的な東西2施設の重症心身障害児施設設立に至る経緯から重症心身障害児をみてもみると、背景として共通するものは、当時、①その多くが既存の医療・教育そして福祉の現場の対象外であった、②医療的・教育的・福祉的な支援のなかでも、特異な困難性を極める対象者であった、③障害の診断名・分類に関わらず、既存のあらゆる支援機関のなかでも「最も処遇困難な状況にある」とされるものとされてきていた、ことが確認できる。重症児対策は当時の児童福祉対策では十分に受け止めることのできなかった「法の谷間」を埋めるための新しい試みであり、対象児についての認識は幅広いもので

あったが、それゆえに社会的視点を強く含んだものでもあった、といえよう。重症心身障害児施設は社会福祉施設としては法的な位置づけが全くなされておらず、それぞれ病院として成立、開始している。小林は、「最初の出だしのところで、これは収容施設にすべきか病院にすべきかで大変に迷ったのですが、とうとうしまい、いずれ大変な赤字になるに違いないから、収入のある病院にしよう」としており、この理由によって病院として運営されることになった。糸賀は、びわこ学園設立に至った事情から児童福祉法体系の位置づけを希望したが、当時の黒木厚生省児童局長の「経営上有利と判断されるので病院形式で」という指導があり、病院として運営していくことになった。このような事態に対して1963（昭和38）年、中央公論6月号に作家の水上勉が、「拝啓池田総理大臣殿」という書簡を掲載し、一躍、重症心身障害児問題が社会の脚光を浴びることになった。これらをきっかけに、同年7月、厚生省事務次官通達「重症心身障害児療育実施要綱」が示され、初めて国の経済的な補助がなされることになり、重症心身障害児施設への入所基準、手続き、費用、運営基準などが規定された。この通達は、法的根拠のないまま、島田療育園は1961（昭和36）年に、びわこ学園はこの年の4月より開園しているという事態のなかで出されたもので、入所対象児の規定についてはこれら民間のふたつの流れのなかで、援助の対象とされてきた障害児を反映した内容となっていた。ようやく、小林提樹が東京日赤病院を追われることになってから8年後の1963（昭和38）年に、「重症心身障害児」は初めて公的用語として社会的に定着することになった。しかし、重症心身障害児施設は当時通達によって援助を受け得ることができるようになっただけであり、法的に認知されたわけではなかった。また、当時は重症児の定義について全国共通の認識に達することは難しいと考えられ、結局技術的な次元で入所基準というかたちでの合意が図られたといわれている（これは、わが国独自の入所等基準のための根拠〔診断・判定〕となる。）。

4. いわゆる「動く重症児」問題

1960年代後半には、これらの重症心身障害児施設の中でも、ひときわ目立った行動をとる子どもたちが問題となる。いわゆる「動く重症児」の存在である。この代表例が自閉症児で、現在でいう自閉症スペクトラムとその近縁とされる発達障害の子どもたちも多くいたことが推測されている。これらの子どもたちは、「動き走り回る重症児」ともいわれ、様々な障害をもつ重症児の中でも、現場の職員はその対応に追われ、介護疲労も深刻になった、といわれている。この動く重症児問題を背景として、国会の場では、1967（昭和45）年の児童福祉法一部改正にともなう付帯決議において、初めて「自閉症」ということばが登場してきた。

－ 1. 児童福祉法による位置づけ

1965（昭和40）年、政府は国立重症心身障害児施設・コロニー建設の方針を定め、身体障害者実態調査を実施、国立心身障害児者コロニー懇談会発足し、重症心身障害児施設を

法律にのせる前段階にあった。1966（昭和41）年、「重症心身障害児（者）の療育について」という新たな通達が出されたが、対象が重症心身障害児から重症心身障害児（者）へと広がった以外には、特に変更はなかった。この通達が出された背景としては、1963（昭和38）年「重症心身障害児者を守る会」⁸が発足したことがある。スローガンとして、①重症心身障害児に対する特別立法措置、②施設の新増設、③施設職員の処遇改善、確保、養成、④在宅重障児に対する指導員派遣制度、⑤経済保障制度、が掲げられた。これらの動きを背景に、1967（昭和42）年7月、国会において重症心身障害児施設を児童福祉法の施設とするという児童福祉法一部改正案が承認され、重症心身障害児施設は医療法下の病院から児童福祉法に基づく施設として制度的に正式に認められることになった。ところが、この改正案では重症心身障害児の定義が「重度の精神薄弱および重体の肢体不自由が重複している児童」とされており、1963（昭和38）年の次官通達より入所基準が狭められていた。びわこ学園の場合では、入所児のうち、この基準に該当するものは4割にすぎず、他の入所児は、肢体不自由の重度でない重度精神薄弱や後に「動く重症児」（1970（昭和35）年、中央児童福祉審議会答申「いわゆる重症児について」と呼ばれることになる子どもたちや、精神薄弱はそれほど重くないが肢体不自由が極めて重度で医療的ケアを必要とする子どもたちは入所基準対象から外されてしまうことから論議を呼ぶことになった。この過程で、いわゆる「動く重症児」が問題になり、このような背景のなかで、その代表例として「自閉症児」が国会を通じてマスコミ等にも登場し、自閉症はわが国で初めて社会問題化してきた、といわれている。この問題に対し、厚生省は一方で入所している児童や従来の通達で入所対象とされていた児童については引き続き入所を認め、他方で肢体不自由児施設と精神薄弱児施設の重度棟を整備拡充する対応を示した。肢体不自由の重度でない精神薄弱児は精神薄弱児施設で、精神薄弱の重度でない肢体不自由児は肢体不自由児でといった障害の種類に基づいた施設体系を基本に対策をたて、重度児問題にも対応していこうとした。後に1970（昭和45）年、中央児童福祉審議会は「いわゆる重症児対策について」という答申を行っている。これは、児童福祉法改正を機に重症児とその周辺群の問題について国の施策を補完する意味合いを持っていたが、問題点も多くあった。その例として、答申は「いわゆる重症児」とは、「心身障害児の相互の境界上に位置する」ものとし、何らかの医学的あるいは心理学的概念の境界であるかのようにしていたが、実際には答申自体も述べているように「既存の施設体系において保護指導することが極めて困難」なものとなっていることであった⁶。また、教育の問題については言及されるに及ばず、実際には「教育を受ける権利」さえ保障されていない重症児（自閉症児含む）などの難しいとされてきた障害児は数多く存在していた、といわれている。

「いわゆる重症児対策について」答申では、具体的に重症児を以下のように規定している^{6,9}。

「1) 精神薄弱であって著しい異常行動を有するもの、2) 精神薄弱以外の精神障害であって著しい異常行動を有するもの（いずれも身体障害を伴うものを含む）の二

つに大別される。この異常行動は、暴行、器物破損、弄火、放火、無断外出、無断侵入等の反社会的行動、頻発するてんかん発作および多動等となって現われ、異常行動を有し、現行精神薄弱児施設重度棟および重症心身障害児施設においては、その保護指導のきわめて困難な者である」

5. 考察：「権利としての社会福祉」の視点

わが国において「自閉症」は、それまでの支援の枠組みでは処遇が極めて困難であるという共通性によって「動く重症児」として他の重度の障害児と包括的に、いわば「難しい障害児」として「法の谷間」におかれながら、社会問題化してきた。そのなかで、これら一群の子どもたちの問題として、その存在が認知され、社会福祉施設においても処遇されるようになってきた。こうした流れのなかから、いわゆる「『動く重症児』問題」として、自閉症は国会の場において社会的な認知がなされるきっかけともなった。概観してきたように、いわゆる「『動く重症児』問題」が大ききひとつのきっかけとなり、わが国において自閉症ということとその存在が少しずつ一般的にも知られるようになってきたことが確認できる。もちろん、現在の規定からみれば、特に正確な認識であるかどうかはさておいて、である。しかし、いわゆる「動く重症児」として取り扱われることが多かった当時の自閉症児問題とその取り組みは、わが国の自閉症処遇史における歴史的意義としては、それまで置き去りにされてきた「重い障害」「難しい障害」をもつ子どもたちにも、①人としての当たり前の生活を保障するための「権利としての医療」「権利としての発達」「権利としての教育」、そして「権利としての社会福祉」を獲得していく過程として、②人間の尊厳と自立を保障していくための実践・活動・運動として、③また、いいかえれば全人間的復権を目指した「権利保障運動」の一翼を担う活動主体として捉え直すことができ、④社会福祉の実践・研究・運動を前進させてきた連帯・協同・活動の大きな渦の展開期にある局面として、位置づけられることができる、といえるのではないだろうか。

6. むすびにかえて：「社会福祉的視点」による実践・活動に向けた若干の整理

驚いたえ子による自閉症症例の医学的報告から始まったわが国の自閉症処遇の歴史であるが、1950～60年代のわが国の社会福祉施設における自閉症処遇を取り巻く状況は、様々な混乱のなかで、重症心身障害児施設の現場をはじめとして試行錯誤されてきつつあった段階にあったことがうかがえる。また、60年代後半から70年代にかけては、ようやく国家によって、それらの障害児の実態像を捉えようという姿勢が示され始めてきており、自閉症をはじめとする重度の障害児者のための「権利保障運動」も興隆してきた時期にある。ソーシャルワークの基本的視座からあらためて対象理解として捉え直すと、当事者・家族は、そういった「状況のなかの人」であったといえよう。それゆえに、社会福祉の実践・活動として権利保障に向けた取り組みが求められてきたのである。

その流れのなかでは1960年代初頭より、わが国においては、三重県の場合が代表例のひとつであるように、「自閉症児施設法定化」や「自閉症者施設の開設」へ向けた実践・研究・運動など、自閉症固有の障害特性に配慮した具体的な教育的・福祉的支援体制の確立に向けての先駆的・モデル的な取り組みが少しずつ始められつつ時期にもあった。これらの各地域における諸実践が、やがては70～80年代にかけて少しずつ具体化する自閉症固有の支援のための法施策の実現と、自閉症者のための成人施設の設立などへと発展し、いまなお新たな実践を生み出し続ける原動力として、地域福祉の実現に大切な「生活の原則」や「地域ケア」の理念にねざした草の根での実践・研究・運動の取り組みへとつながり、展開されてきているのではないかと考えられる。（*本稿は、次の機会の研究へと続く。）

7. 謝辞

本研究にあたり、ご協力頂きました皆様に、心より感謝申し上げます。

註 [文献] :

1. 植木是「『自閉症（児）者施設づくり運動』の活動と援助過程からみる今後の実践的課題に向けての一考察～自閉症者施設の現場から～」東海学院大学紀要通巻33号（第7号）2014年3月
2. 植木是「自閉症施設の果たしてきた役割と今後の実践的課題に向けた一考察—三重県における先駆的実践の歴史から：『年長児問題から成人施設設立まで』を手がかりに—」東海学院大学紀要通巻34号（第8号）、2015年3月
3. 石井高明「一例一例が報告の対象となり、何例かの自閉症を経験したかが、その医師の価値を決定するような風潮が続いた」日本自閉症協会編『つぼみ』13号、1977年
4. 日本テレビ系列、2004年
5. 読売新聞、2004.3.18
6. 岡崎英彦「重症心身障害児対策」日本精神薄弱者福祉連盟編『精神薄弱者問題白書1970』日本文化科学社、1970年、p.89
7. 糸賀一雄「この子らを世の光に」日本放送協会、2003年、p.45
8. 発行機関紙「両親の集い」1963年
9. 「重症心身障害児の定義」とは：以後、いわゆる「大島の分類」でよく知られている。

参考 [文献] :

- ・十亀史郎「十亀史郎著作集 自閉症論集 上巻」黎明書房、1988年
- ・小澤勲「自閉症とは何か」精神医療委員会、悠久書房、1984年
- ・高谷清「異質の光—糸賀一雄の魂と思想—」大月書店、2005年
- ・社会福祉士養成講座編集委員会編「地域福祉の理論と方法(3)」中央法規、2015年

実践報告

介護人材育成のための「実務者研修教員講習会」講師に携わって

中川千代

はじめに

厚生労働省は、2015（平成27）年6月、2025年に向けた介護人材にかかる需給推計について、都道府県で介護保険事業支援計画が策定されたことに伴い確定値を公表した。需要見込みは、市町村により第6期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量等に基づくものである。また、供給見込みは、平成27年度以降に取り組む新たな施策の効果を見込まず、近年の入職・離職等の動向に将来の生産年齢人口の減少等の人口動態を反映した「現状推移シナリオ」に基づくものである。これによると、介護人材の需給推計における需給ギャップは37.7万人（需要見込み約253万人、現状推移シナリオによる供給見込み約215万人）、三重県においては、需給ギャップ3,604人（需要36,573人、供給32,969人）である。今後、これらの需給ギャップを踏まえ、国と地域の二人三脚で介護人材確保に向けた取組を総合的・計画的に推進することとしている。このような現状のなか、筆者自身も大学での介護福祉士養成以外に社会貢献として介護人材育成に携わる必要性を感じ、「実務者研修教員講習会」の講師を担った。その実践について報告する。

1. これまでの経緯

厚生労働省は、介護福祉士資格取得方法の一元化に向け、様々な整備を行ってきた。これまでの経緯については、平成19年の「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正により、介護人材の資質向上を図る視点から、資格取得方法を一元化する方向を定めた。一元化とは全ての者に一定の教育プロセスや実務経験を経た後に国家試験義務付けを行う（平成24年度施行）という流れである。平成23年には、新たな教育内容（喀痰吸引等）を踏まえ、一部の施行日を3年間延期（平成24年度→27年度施行へ）した。また、平成26年には、介護人材確保が困難な状況等を踏まえ、「医療・介護総合確保推進法」により、介護福祉士資格取得方法の一元化の延期（平成28年度施行へ）、介護人材確保の方策についての検討を行う旨を規定した。

2. 厚生労働省が示す介護人材確保のための方策

介護人材を量と質の両面から確保するには、予算・報酬・制度的対応などのあらゆる施策を進めることが重要だとして、厚生労働省は平成27年度、新たに「地域医療介護総合確保基金」において新たに介護人材確保のための財源を確保し、都道府県における、「参入促進」「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」の取組を支援することとしている。2015年8

月 20 日には、介護人材確保地域戦略会議（第 3 回）を開催し、地域医療介護総合確保基金の活用等による取組の強化・充実に向けた情報共有・意見交換等を行っている。

厚生労働省は、介護人材確保のための「総合的な確保方策」の目指す姿を図 1 のように定めた。「資質の向上」の主要施策には、介護福祉士の資格取得方法の見直しによる資質向上（法令）、介護福祉士の配置割合の高い施設・事業所に対する報酬上の評価（報酬）、マネジメントや医療的ケア・認知症ケアなどの研修の受講支援（予算）が挙げられている。

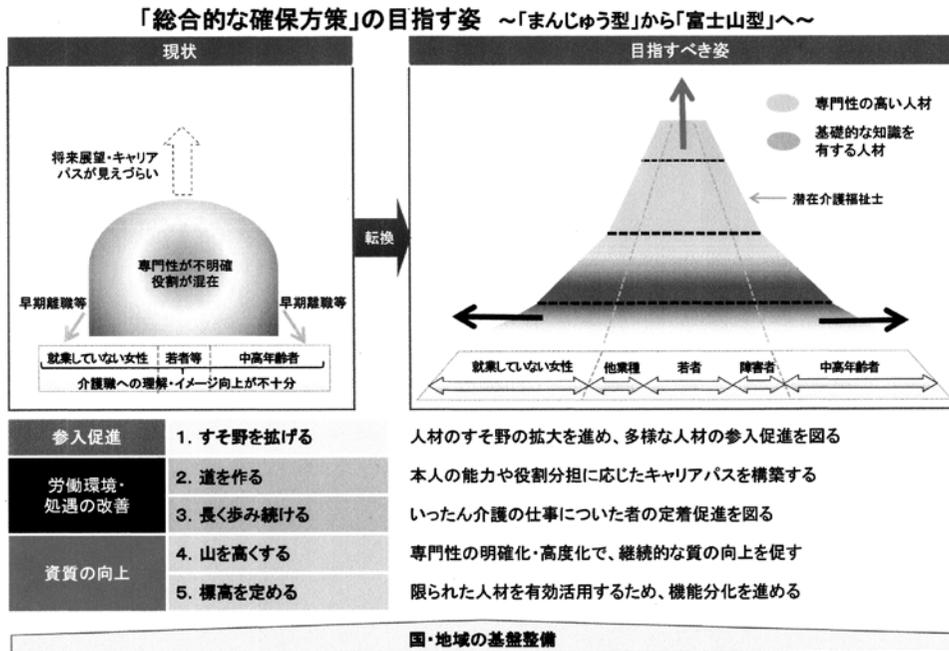


図 1. 厚生労働省が示す「総合的な人材確保方策」の目指す姿

3. 実務者研修とは

「実務者研修」とは、19 年法改正により、国家試験を受験する実務経験者に義務付けられた研修である。介護福祉士国家資格を取得するには、2015 年現在、主に介護福祉士養成校を卒業する方法以外に、実務経験 3 年が条件で国家試験を受験することでも可能である。公益社団法人社会福祉振興・試験センターに登録されている介護福祉士数は、平成 27 年度 9 月末現在、139.8 万人である。そのうち、実務経験 3 年後国家試験合格者は 107.2 万人で登録者数全体の 76.7% を占めている。平成 28 年度（第 29 回）国家試験受験者からは実務経験 3 年に加え、実務者研修（450 時間）の修了が受験要件となる。

実務者研修の目標は、幅広い利用者に対する基本的な介護提供能力の修得である。平成 23 年、実務者研修に負担感を持つ者も多い現状を踏まえ、現場職員の意欲を減退させない配慮も必要であること等から、研修目標は維持しつつ、時間数が 450 時間に見直された（19

年法改正時は600時間を想定していた)。また、働きながらでも研修を受講しやすい環境を整備するよう通信教育の活用、身近な地域で研修を受講できるための環境整備、過去に受講した研修(ホームヘルパー2級等)を読み替える仕組み、受講費用の支援(介護従事者が実務者研修を受講する際に必要な代替要員を雇い上げるための助成をする仕組みの創設)等が創られた。今後、より一層受講・受験しやすい環境整備を図るため、業務と両立して資格取得できるよう、数年かけて国家試験の科目別に合格を認定する仕組み(いわゆる「単位制」等)の導入の検討や、受験希望者の利便性のため、受講歴に基づき、実務者研修の受講期間を柔軟化する省令などが整備される方向である。

このように平成28年度国家試験から実務者研修の修了が受験要件となることを含め、厚生労働省は、介護人材の養成体系を整理し「初任者研修修了者→介護福祉士→認定介護福祉士」をキャリアパスの基本とすることと示した。これまで行われてきた「訪問介護員研修2級(ホームヘルパー2級)」は「介護職員初任者研修」と位置付けられ、「在宅・施設を問わず、介護職として働く上で基本となる知識・技術を修得する研修とする」とされた。「介護職員基礎研修」は、実務者研修に一本化された。

4. 実務者研修教員とは

実務者研修は、地方厚生(支)局長の指定を受けた実務者養成施設等で実施される。実務者養成施設の指定基準には、(1)教育内容に関する基準、(2)教員に関する基準、(3)施設設備等に関する基準が定められている。

実務者研修の教員要件は、専任教員(教務に関する主任者)と一般教員(専任であるか否かは問わない)に関しての基準がある。専任教員は、(1)実務5年以上の介護福祉士であること、または、(2)介護に関する科目を教授する資格を有する者であって、以下①～③のいずれかに該当する者、①大学等の教授、准教授、助教又は講師、②養成施設、福祉系高校(一般高校)での教歴3年以上、③福祉系高校(特例高校)、実務者研修での教歴5年以上であること、(1)・(2)のいずれかの要件を満たし、かつ、実務者研修教員講習会を修了していることである。一般教員は、「介護過程Ⅲ(スクーリング)」及び「医療的ケア」を担当する教員に限り、一定の要件を課している(スクーリングを委託する場合においても同様)。介護過程Ⅲを担当する教員は、専任教員要件の(1)又は(2)を満たし、かつ、実務者研修教員講習会、実習指導者講習会等を修了していること等が要件となる。医療的ケアを担当する教員は、実務5年以上の看護師等であって、かつ、医療的ケア教員講習会を修了していること等が要件となる。

今後、介護人材の安定的な確保と資質向上を図るためには、介護福祉士国家資格の取得希望者が現場で働きながら業務と両立して資格取得できる環境整備として、良質な実務者研修を地元で受講できるように実務者養成施設の教員養成を行うことは非常に意味深いと考えた。

5. 実務者研修教員講習会の講師をするに至った経緯

実務者研修教員講習会は、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和 62 年厚生省令第 50 号）並びに社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成 20 年文部科学省・厚生労働省令第 2 号）に規定されており、そのうち厚生労働大臣が別に定める基準（平成 23 年厚生労働省告示第 414 号）により科目及び時間数等が規定されている。

講習会の実施者は、当該講習会を実施する地の都道府県を所管する地方厚生（支）局に届け出て指定を受ける。講習会の科目は「介護教育方法」（30 時間）、「介護過程の展開方法」（15 時間）、「実務者研修の目的、評価方法」（5 時間）の合計 50 時間である。それぞれの科目目標は、「介護教育方法」については、「教育方法の理論を基礎として、介護福祉教育における具体的な教授・学習内容について理解する。」である。「介護過程の展開方法」については、「介護実践のためのアセスメント、計画立案、実施、評価について、演習における具体的展開方法を学ぶ。」である。また、「実務者研修の目的、評価方法」については、「実務者研修の目的と、研修の構成・評価の在り方を理解し、実務者研修の教育方法を学ぶ。」である。講習会の実施に当たっては、科目ごとの教育内容について一貫性及び統一性が確保され、効果的な授業の運営が行われるよう配慮することと定められている。

平成 27 年 4 月現在、三重県内で実務者養成施設の指定を受けているところは 7 箇所であり、その内、夜間課程 1 箇所、通信課程 6 箇所である。平成 28 年度国家試験から実務者研修 450 時間の修了が受験要件となることや、2025 年度の三重県内の需給ギャップが 3,604 人であることから、今後しばらくは実務者養成施設の需要が増えると予測される。

筆者は、これまでに平成 25 年 2 月～7 月、平成 25 年 9 月～11 月、平成 27 年 6 月～11 月の 3 回にわたり、実務者研修教員講習会（50 時間）の講師を担った。のべ約 25 名の受講者があった。このうち、約 15 名に修了証が交付された。受講者と修了者の差がいくらかあるのは、第 1 回、第 2 回の修了者が再受講を希望された場合、一部分のみの受講を認めていることや、主催者側のスタッフが部分受講していること、出産時期が重なった受講者がいたことなどが理由の一部であると推測する。

6. 実際の授業展開

(1) 介護教育方法

筆者自身が介護教員講習会を受講した際に学んだことを基に以下のようなことを伝えている。「教える」とは、学習者（学び手）が「学ぶ」という姿勢を引き出すことであり、学び手が学ぶように働きかけることである。教師の役割は、学び手が学ぶようにする仕組みを作ることである。授業の構造は、学習者が授業中に考えることができるような仕組みが基本となり、教師はすべての学習者に関心を寄せ、全員に参加してもらえるためにどうするのかを考えて教育内容、教材・教具、学習者の学習活動を組み立てる。そこには、教師の誠実性が必要となる。認識は、社会の中で作られるものであるから、授業を通して学習

者が主体的に学び、自分の枠組みのなかで解釈していた事柄をありのままに認識できるよう導く。「指導案」とは、構想した授業の過程を記述したものであり、他人にわかりやすく書くということを通して、自分の考えていることを明確化することができる。指導案づくりは、教師の力量形成につながる。授業づくりの方法、指導案の条件、シラバスについて、授業実施における留意点なども伝える（図2参照）。「実務者研修教員として伝えたいこと」を認識させ、模擬授業を行い、お互いに授業評価をし合って「伝えたいことを伝えることの難しさ」を実感できるよう工夫した。

(2) 介護過程の展開方法、実務者研修の目的、評価方法

介護過程の本質を学び、介護を必要とする人の「生活の再構築」に向けた支援を計画的に行うことの重要性が学習者に認識できるように教授できることを目標に具体的内容を提供している。介護過程の一連の流れを体験できるよう課題を出し、実際に受講者が関わっ

『実務者研修教員講習会』『介護教育方法』指導案作成シート			
グループNo.			
メンバー氏名	中川 千代(記入例)		
科目・単元	基礎生活支援技術Ⅲ(自立に向けた食事の介護)		
目標 (90分授業)	食事の意義・目的を理解する。食事の支援にあたり利用者の生活上の課題をアセスメントする必要性を知る。		
時間	教育内容	教授行為	学習活動・予想される反応等
15分	導入 授業の文節ごとに時間を書く。	これからプリントを配布します。4つの食べ方が示してあるので、好きな順を選んでください。今の気持ちでよいです。明日には違う選択になってもかまいません。そして、選んだ理由を記入してください。(プリント配布) 10分ほど時間を置き、記入状況を確認し全員記入できたことを確認してから、個別に選んだ順を発表してもらう。すべてのパターンを板書する。	プリントに自分の思いを記入する。 自分と違うパターンが、いろいろと出てきたことに、驚きや戸惑いをみせる。
20分	食に対する思い(食事のとらえ方)の違いについて知る	どうして、この順を選んだのか理由を説明してください。 では、他の人が選んだ順や理由を聞き、気づいたことをプリントにまとめてください。(約5分)	同じ順に答えた人でも理由が違う人もいる。 自分が考えもしなかったようなことを発表する人もいて、共感したり、違和感をもったりする。 まとめる。
15分	食事の意義・目的の理解 板書は波線で囲む。	「食事」と一口にいても、何に重点をおいて行うのかは、人それぞれであり、同じ人でもその時によって変わるものだという事に気づけましたか。 食事の意味について板書しながら説明する。 1. 生命維持(エネルギー補給) 2. 身体の成長・発達の促進 (健康の維持、活動のエネルギーを作り出す) 3. 疾病の予防・治療 4. 精神的満足(楽しさ、安らぎ、くつろぎの場) 5. 心の交流(語らいの場、社交の場) 6. 食文化(季節感、郷愁、地域性、思い出) 7. 日常生活を規則的にする(生活リズム)	比較的重要な指示や発問はフルセンテンスで書く。四角で囲む。
25分	アセスメントの視点	3~4人のグループに分かれる(グループワーク)	

図 2. 指導案の作成例 (配布資料の一部)

ている対象者を事例としてまとめ、模擬カンファレンスを行い問題解決に向けた意見交換も行った。

7. 成果と課題

実務者研修教員講習会（以下、本講習会）の受講者が、本講習会を受講後、日頃の仕事や活動にどのように反映しているのか等を尋ねることで、成果や課題を見出し、今後の講習会内容の充実や指導に活かせるよう示唆を得ることを目的に、質問紙調査を行った。

(1) 調査方法

平成 25 年 2 月～7 月、平成 25 年 9 月～11 月、平成 27 年 6 月～11 月の 3 回にわたり開催した本講習会の受講者を調査対象として調査を実施した。質問紙調査票は、主催者の協力のもと、本人に直接手渡す、あるいは郵送にて主催者が配布および回収を行った。調査期間は、平成 27 年 11 月 13 日～12 月 23 日とした。調査項目は、性別、受講時の年齢、受講後の経過年数、平成 27 年 10 月 1 日現在の主な勤務先、主な業務内容、保有資格（免許）、最終学歴、受講動機、定められた時間数（50 時間）をどう感じたか、内容についての想定と充実度、受講したことでの自身の考えの変化、受講前と受講後の仕事内容や活動の変化、本講習会を他の人に勧めたいかどうか、提案や改善点などは自由記述とした。統計処理は質問項目ごとに単純集計し、回答の傾向を見た。また必要に応じて図表にして示した。

(2) 倫理的配慮

質問紙に本調査の趣旨・目的、調査結果は個人が特定されないよう配慮する旨を記載し、了承していただけた方に回答してもらうよう説明文を明記した。なお、本調査は本学研究的倫理委員会の承認を得ている。

(3) 結果・考察

質問紙は、講習会の主催者から 18 名の受講者に配布され、11 名から回答を得た。回収率は 61.1% であった。受講者の基本属性は表 1 の通りである。年齢層は 25～69 歳まで広く、各年代 5 歳ずつの区切りに 1～2 名ずつに分かれている。男性が 6 名、女性が 5 名である。11 名中 5 名は高齢者支援施設、4 名は介護人材育成・養成機関が勤務先である。主な業務は、介護業務、看護業務、業務管理、支援計画等の作成、人材育成など多岐にわたり、「相談援助・業務管理・人材育成」「介護業務・支援計画等の作成・人材育成」と複数の業務を回答した者もいた。保有資格においては、介護福祉士をベースに介護支援専門員、社会福祉士を保有していた者もあれば、看護師、教員資格を持つ者もあった。初任者研修修了、福祉住環境コーディネーター 2 級のみの方や無回答が 3 名あった。最終学歴にもバラつきがみられた。本講習会受講者のベースになる知識・技術・経験等に、個性が大きいことが

表1. 受講者の基本属性 (n=11)

年齢	性別	受講後の 経過年数	主な勤務先	主な業務	保有資格	最終学歴
60～64	男性	2～3年未満	人材育成・養成機 関	相談援助・業務管 理・人材育成	その他	大学院修了
65～69	男性	2～3年未満	その他	その他	福祉住環境コーディネ ーター2級	四年制大学卒
55～59	女性	1年未満	人材育成・養成 機関	人材育成のサポートス タッフ	初任者研修修了	NA
45～49	女性	1～2年未満	人材育成・養成 機関	人材育成	NA	その他
50～54	男性	1年未満	NA	介護業務	NA	専門学校卒
40～44	男性	2～3年未満	高齢者支援施設	介護業務	NA	その他
55～59	男性	1年未満	高齢者支援施設	業務管理	介護福祉士・介護支援 専門員・教員	四年制大学卒
65～69	女性	1年未満	高齢者支援施設	看護業務	看護師	専門学校卒
25～29	女性	2～3年未満	高齢者支援施設	介護業務・支援計画 等の作成・業務管理	介護福祉士・社会福祉 士・介護支援専門員	四年制大学卒
35～39	男性	1～2年未満	高齢者支援施設	支援計画等の作成	介護福祉士・介護支援 専門員	専門学校卒
25～29	女性	1～2年未満	人材育成・養成 機関	人材育成	介護福祉士	高等学校卒

わかった。

受講動機は、「制度が改正され実務者研修が実務経験ルートで必須となることから講師のニーズがあると思ったこと」、「実務者研修の講師をやっていききたい、興味があった」、「自分自身のキャリアアップのため」、「今後、介護業界を目指す方に対し現場の現状も伝える事により、従事したあと転職したりバーンアウトする人材を少なくし、福祉介護業界に一人でも多く目指して頂けるようにサポート・指導したいため」等であった。

50時間の講習時間をどう感じたかの問いについては、「①長かった」が9.1%、「②ちょうどよかった」が45.5%、「③短かった」が27.3%、「④その他」が9.1%であった。内容についてどう感じたかの問いについては、「①想定した通りだった」が9.1%、「②想定していた以上に充実していた」が90.9%、「③想定していたより期待はずれだった」が0.0%だった。本講習会受講後、自身の日頃の仕事や活動に変化があったかの問いには、36.4%は「特に変化なし」であったが、「初任者研修の教員を担当するようになった」が36.4%、「実務者研修の教員を担当するようになった」が18.1%、「施設（事業所）内の人材育成に携わるようになった」が18.1%であった。今後、この講習会が開催されるとしたら他の人に勧めたいかの問いについては、「①ぜひ勧めたい」が36.4%、「②適当な人がいれば勧めたい」が45.5%、「③あまり勧めたくない」が0.0%だった。

本講習会を受講し得られたこと、および、自身のなかで考えが変化したことについての自由記述回答は表2の通りである。また、今の仕事に活かされていることについての自由記述回答は表3の通りである。

表2. 本講習会を受講し得られたこと、自身のなかで考えが変化したこと（自由記述から）

- ・講師の方々の授業の組立てが、いかに創意と工夫に裏付けられたものなのか大変さが理解できました。今さらながらですが、楽しい授業はポジティブ思考へのきっかけを与えてくれます。高い知識と高い意識を持った方々とご一緒出来たことは貴重な体験であり「何かが変わっているはず」と信じています。
- ・授業展開の予想と、突然の方向転換、又は戻すタイミングの難しさと大切さを学びました。時間配分と調整。以前は、大切な所を伝えたい、そのためには…と考えていましたが、今は、どの様に伝えると伝わるのかの手法を意識しています。
- ・意見を受け入れ肯定的に笑いながら、賑やかにカウンターオピニオンを提示していく方法を学んだ。
- ・自分自身の考え方や視界が広がった。今後、福祉・介護業界に一人でも多く目指していただけるようサポート、指導することを実現させたい。
- ・介護リーダーの育成を早急に行わないと現実には難しいものがあると思います。
- ・2回目の受講では、既に自分も講師をさせて頂いていたので、考え方や内容の組み立て方など何から何まで勉強になります。全体的に仕事に対して大らかな気持ちで臨めるようになりました。
- ・講師のための講習会で私自身も多くのパワーをもらって、さあがんばろうと思える講習でした。

表3. 今の仕事に活かされていること（自由記述から）

- ・初任者研修の講習で、自分が何を伝えたいのかが明確になったと思います。
- ・話の組み立て方、周りを巻き込んでいく力、整頓された資料のわかりやすさなど参考にさせて頂いています。
- ・必要な知識を学べた事で、授業の構成を考えやすくなりました。わかりやすく、また、楽しさを感じられる授業ができるよう工夫しています。
- ・講師も、学習者の皆さんと一緒にすよというポジションを創り上げる事。
- ・「事実を見極める」こと。日頃は物事を感覚的に捉えがちなので、目からうろこでした。「事実」と「あやふやな情報」を区別することを意識するようになり、「これは事実なのか」と自問自答することもあり、受講生達とのコミュニケーションのとり方にも活かしていきたいと思っています。
- ・人材育成のための独自の講習スタイルを創り始めた。
- ・事例検討で私の事例が取り上げられ、皆さんや先生の貴重な意見を伺い、現場で実行し、実際に成功した。

一般的にグループの特性として少人数の場合、異質性（独創性や創造性に結びつく行為であれば、グループによい刺激となる）の高いグループの方が高い学習効果が得られると言われている。本講習会も毎回10名以下の少人数での講習会であり、基本属性にバラつきがあり、介護に関する知識・技術・経験等に差異があった。構成メンバーによっては学習活動が不活発になったり、意見が出にくいことが想定された。筆者自身が本講習会で指導案に沿って授業を展開する中で特に留意した点は、自由な意見を出し合える雰囲気を作り出すブレインストーミング法を取り入れたこと、学習者の力を活かすファシリテーターとしての立場を意識したことである。グループワークの際のメンバーは、出来る限り偶然を装いながらも、筆者なりに学習者を見極め意図したメンバー構成を考えた。それら環境を

整えることにより、様々な意見や議論を生み出し、筆者が考案した授業構成を遥かに上回る内容の濃い授業が展開でき、学習者が意欲的に考え、学ぶ場を創り上げることに繋がったと考える。

今後の課題としては、実務者研修が介護現場で働きながら身近な地域で受講しやすい環境を整備するために実務者研修教員をさらに育成していくこと、質の高い実務者研修が受講できるよう教員の資質向上を図っていくこと、実務者研修教員同士がスーパービジョン、ピアスーパービジョンを受けられるような環境づくり、仲間づくり等様々なことが考えられる。地元の三重県介護福祉士会とも協力しながらできることから実践していきたい。

まとめ

厚生労働省が示す「総合的な人材確保方策」の目指す姿（図1）のなかの「4. 山を高くする」ための取り組みとしての「実務者研修」がスムーズに運用されるよう、今後も実務者研修教員の養成に携わる実践は継続していきたいと考えている。筆者自身もさらに自己研鑽したい。多様な人材の参入が見込まれるなか、資質向上を図り、介護現場で働く人々が誇りを持って仕事が続けられるような仕組みが定着していくことを望む。

おわりに

本実践報告を執筆するにあたり、質問紙調査に協力いただいた皆様に深く感謝の意を表します。

引用・参考文献

1. 介護人材確保地域戦略会議（第3回）（H27. 8. 20-21）資料2 - 1
www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai.../document2-1.pdf
2. 「これからの介護人材養成の施策動向について」（厚生労働省社会・援護局福祉人材確保対策室）平成27年度東海北陸ブロック教員研修会 別添資料
3. 「介護福祉」創刊100号記念平成27年冬季号 公益社団法人社会福祉振興・試験センター2015. 12. 25 発行
4. 平成14年度介護教員講習会「介護教育方法」講義要綱 社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院

実践報告

立ち上がり困難な方への工夫 —足指に注目して—

高山 文博

はじめに

デイサービスセンター利用者 T さんについて、家族より以下の相談があった。「自宅では転ぶことが多く、転倒して骨折し寝たきりになるのが心配である。また居室から食堂への移動時、ベッドからの立ち上がり動作時などふらついて不安定であるため見守りが必要である。そのため自宅で生活を支えるのに家族は負担となっている。そこで立ち上がり動作が安定して出来るようにならないか」との内容であった。

1. 事例報告

- ①年齢：83歳、性別：女性、身長：136.5cm、体重：50.4kg
- ②家族構成：長女夫婦と同居し3人暮らし。
- ③障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）：A2（日中時間帯、寝たり起きたりの状態にはあるもののベッドから離れている時間の方が長い、介護者がいてもまれにしか外出しない場合が該当する。）
- ④認知症高齢者の日常生活自立度：2b（日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰もが注意していれば自立できる。家庭内でも以上の状態がみられる。）
- ⑤既往歴：アルツハイマー型認知症、脳梗塞。
- ⑥ ADL
食事：自立（スプーンを使用）、排泄：一部介助（ズボンの上げ下ろしを介助必要）
入浴：一部介助（バリアフリーの風呂を使用）、更衣、整容は一部介助。
家事全般：完全依存。
- ⑦基本動作能力
寝返り：自立。起き上がり：自立。立ち上がり：不安定（手すり必要）
立位：自立（手すり必要）。歩行：一部介助（杖と片肘を介助、または手すり使用）

2. 立ち上がりが不安定の要素を探す

- ①筋力は股関節伸展筋力、膝関節伸展筋力、足関節底屈筋力が必要
- ②関節可動域は股関節伸展、膝関節伸展、足関節背屈が必要

3. 検査測定

	関節可動域		徒手筋力テスト		参考可動域
	右	左	右	左	
股関節伸展	10°	10°	3	3	15°
膝関節伸展	0°	0°	3	3	0°
足関節底屈	20°	20°	1	1	45°
足関節背屈	20°	20°	3	3	20°
足趾 屈曲	35°	35°	1	1	35°
伸展	20°	20°	1	1	40°

浮腫（+）両下肢、足部背側。

注：徒手筋力テスト

「1」はテストする運動に関与する筋に、ある程度収縮活動が見えるか、手で触知できる程度のものを指す。

「3」はテストする筋が重力に対抗して完全運動範囲を動かせるか、抵抗を加えれば、その抵抗がどんなに弱いものであっても動かさないものを3と判断する。

4. 結果

筋力テストから、足関節底屈筋群（腓腹筋・ヒラメ筋）、足指屈曲筋群（虫様筋・骨間筋）の低下。関節可動域は問題点なし。

5. 考察

立ち上がり動作については、立位姿勢が取れて初めて保証されるものである。また立ち上がり動作に必要な条件として、足部の筋力、頭部の前方移動が必要である。そこで立位姿勢が不安定な原因として、①筋力の問題、②基底面の変化と考えた。

筋力の問題に関しては、足関節底屈筋群（腓腹筋・ヒラメ筋）、足指屈曲筋群（虫様筋・骨間筋）の筋力低下が大きな要素と考えられる。

基底面の変化については、基本的な足底面は足底全体が母趾、小趾、踵部の三点を支持基底面としている。当然、基底面が広いと安定するが、足趾が曲がっている足は、足底間の長さが短くなり足底面は狭くなるため不安定となると考えられる。

以上のことより、今回足部に注目し、足趾関節の可動域運動（足趾を伸ばす・足趾間を広げる）をおこなうことで、足底面が広がり立位が安定し、足指の筋力が働きやすくなる。立位バランスが改善される。足趾の機能、運動学、足趾が働くためのメカニズムについて文献等を調べた。

①考察 A

福井勉は、「足の指が曲がると足の裏が不安定になる。」と述べている。歩行時、バランスが取れなかったり、何かにつまずきそうになる人は足の指が曲がっている人が多い。なぜ、足の指が内側に巻き込まれてしまうのか？理由の一つは、足の筋肉が衰えるからであると述べている。特に「前脛骨筋」は脛骨の上部から足の甲で終わる。もう一つは「内在筋」で足関節から先で終わる。足の裏にある「虫様筋」や指の間にある「骨間筋」がある。これらは、つま先立ちや、足指でジャンケンをしたりなどの動作で働くが、残念なことに内在筋は加齢とともに委縮して筋力が弱くなっていくと述べている。

足の内在筋が委縮して筋力低下すると、足趾の関節が曲がって指が内側に巻き込まれ、足裏が地面と接している長さは短くなり、面積は小さくなる。そのため、立ったり歩いたりすることが不安定になると考えられる。

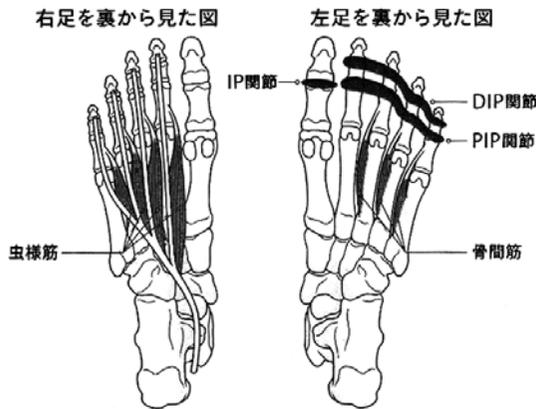


図 1. 足の関節と筋肉（福井勉：皮膚をゆるめると痛みが取れる）

②考察 B

湯浅慶郎は、「転ばない足になるためには、足指のばしから始めよう」と提案している。具体的には足趾のばしの方法として、力を入れないで優しく伸ばすことを推奨している。足指は体の土台であり、そして体を支えている。以下に、「足指のばし」のやり方を示す。



写真 1. 足指を軽くつかむ



写真 2. 足指の根元にすきまを作る



写真3. 足指を優しく5秒間上に伸ばす



写真4. 次は5秒間下に曲げる



写真5. 足指を1本ずつ横に伸ばす

6. 運動方法

足部への運動で、足趾の動きは足趾間が広がり、足趾間が広がると足底面が広がり立位バランスが安定する。以下は運動の一例である。

- ①足指のばし運動
- ②座位でボールを踏む。左右の足で10回ずつ踏む。
- ③イスから立ち上がり練習20回、手すりを使う、安全のため。
- ④平行棒内の手すりを使って、足で一直線上を歩く。タンデム歩行。
- ⑤座位で、体をゆっくり前後、左右方向へ傾ける。足に力が入ることを確認する。
- ⑥座位で、横にいざる。体幹バランスが向上する。

7. 結果

いまだに転倒はある。立ち上がりは改善され、以前は手すりが必要であったが、今では手すりなしでも可能となった。歩行も改善され、安定性が増したことにより歩行が速くなった。今回、足部に視点をおき「足指のばし」を主に行った。立ち上がりや歩行で少し改善された。引き続き在宅生活を支える工夫を試みたい。

8. まとめ

在宅利用者は自宅で暮らしていくうえで、立ち上がりが不安定だと転倒しやすく、骨折で寝たきりになると、自宅で生活出来なくなる事に不安を感じている。立ち上がりが不安定な要因として、足の筋力、足趾の動きが重要である。

謝 辞

ご協力いただいた利用者さん、職員さんに感謝します。また助言を頂いた理学療法士南出光章さんに感謝します。

文 献

- 1) 福井 勉 (2015)「皮膚をゆるめると痛みは取れる」マキノ出版、87 頁、88 頁を引用。
- 2) (2009)「認定審査員テキスト改訂版」155 頁を引用。
判定の基準は、生活自立は J、準寝たきりは A、寝たきりは B か C が設けられている。
- 3) (2009)「認定審査員テキスト改訂版」157 頁を引用。
判定の基準は、1、2、3、4、5 が設けられている。内容は、ほぼ自立から著しい精神状態や問題行動が見られる。
- 4) 湯浅慶郎 (2014)「足指のばし」マキノ出版、10 頁、16 頁を引用。
- 5) 津山直一訳 (2003)「新徒手筋力検査法 原書第 7 版」協同医書出版社、2 頁を引用。
徒手筋力テストの段階づけは、(0) 全く活動を認めないものから、(5) 正常を示すテスト。

研究ノート

障害者虐待防止について考える

山 野 文 照

近年、児童・障害者・高齢者虐待が大きな社会的問題になっており、毎日のように新聞やテレビ等で報道されている。また、悲しいことに、施設を利用する人たちにとって、安心、安全な場所であるはずの施設においても利用者に対しての虐待が後を絶たない現状にある。近いところでは、山口県下関市の障害施設や大阪市の障害者向け学童保育施設においての利用者虐待の様子が大きく報道された。

平成12年には児童虐待防止法が成立、翌年13年にはDV防止法また、平成17年には高齢者虐待防止法が成立し、遅れて、平成24年10月には、「障害者虐待の防止、障害者の養護に対する支援等に関する法律」が施行された。

虐待等の権利侵害は、どこでも起こりうる危険性がある。職員に疲れが溜まっていたり、行動障害の激しい利用者に振り回されたりするなど、複数の要因が重なった時に、つい起こしてしまうことがある。そして、障害の重い利用者は、権利侵害があったとしても表現できる方が少ないのが現状である。そうすると、周囲がそれに気づかないだけでなく、当該職員も自分のしていることが利用者を傷つけているという自覚がもてなくなったりすることもある。これは大変恐ろしいことである。

虐待する側だけが気づいていないだけで、利用者は深く傷ついているということを自覚することが重要である。

また、家族の方々は、施設で虐待などの権利侵害があっても、退所になったら他に行き場所がないという背景があり、仕方がないと思い込もうとする傾向がある。苦情がないと言って、施設のサービスの満足度が高いとは限らないということを理解しなければならない。

さて、上記のような問題意識のもと、当法人では、平成24年10月に、①法人は、施設利用者の人権を擁護する拠点であるという高い意識、②そのための風通しの良い開かれた運営体制づくり、③人権意識や支援技術の向上、④組織として、安心・安全な質の高い支援を施設利用者に提供する、という観点から、「虐待防止委員会」を設置した。

構成委員は、委員長に法人第三者委員（現、法人監事）副委員長に、保護者会長（現、法人評議員）を充てるとともに、施設長をはじめ各職種の代表者10名である。事業内容は以下の通りである。

(1) 虐待防止の体制づくりとして、①倫理要綱や行動指針の制定、②厚生労働省の「障害者虐待の防止と対応の手引き」を参考にして、虐待防止マニュアルやチェックリストの作成、③掲示物の整備などである。

(2) 虐待防止のチェックとモニタリングとして、①業務振り返りチェックシートにより、各職員が6か月一度、普段の利用者支援を振り返り、そこで出てきた課題等を全体で検討

するとともに、不適切な対応事例については、その都度、早期に対応している。

(3) 職員に対する人権等研修会を実施、特に、新任職員に対しては採用後6か月以内に、また、全職員に対しては、施設内研修として年1回程度、ただし、虐待や不適切な対応及び利用者や家族からの苦情があった場合は随時開催している。

業務振り返りチェックシートから思うことは、この中でまず、取り上げられるのは、「利用者の呼称」の問題である。現在では、意識して、「〇〇さん」と呼ぶ職員も多くなってきたが、まだまだ十分ではないと私は感じている。

職員の中には、「今までの呼び方を急に変えると利用者が混乱する」とか、「〇〇ちゃんと呼んだ方が反応がある」とか、「親しみが湧きやすい」という声もある。確かに、それも一理あるが、利用者は、今までずっと「〇〇ちゃん」と呼ばれ、いくつになっても周囲から子ども扱いされてきたのである。だから、「〇〇ちゃん」しか知らないのもあって、職員は「ちゃんづけ」の方が、親しみがやすいと勝手に思っているのかも知れない。利用者は、それをどう思っているのか？このことは、改めて考えてみる必要があると思う。「さん」づけは、これから職員が、利用者をひとりの大人として認め、関わっていくというメッセージでもあるのではないかと思う。

一方で、利用者からの職員への呼び名である。障害施設では、長い間の「措置制度」時代の名残であろうか、利用者が、まだ、「先生」と呼んでいる施設も多くあるのではないだろうか？少なくとも、十数年前までは、利用者は「園生」などと呼ばれていた。「〇〇施設の生徒と言った意味だったのだろう。その頃、障害者は保護や指導の対象であり、職員は指導者であった。その後、施設サービスは「指導から援助」、そして、契約制度になり、「支援」へと大きく変わり、利用者の選択権・自己決定を保障し、側面的に利用者の生活を支えていくことが職員の役割となった。つまり、主役は利用者である。

当施設でも、「先生」と呼んでいる利用者が多いが、若い職員から、「利用者さんが、先生と呼ぶのは止めよう」という声上がり、その都度、利用者には、「〇〇と呼んでくださいね。」と伝えている。

次に多いのが、「利用者が危険だと判断したときに、つい大きな声を出してしまう時がある」という回答である。このことについては、当法人の虐待防止委員会で検討を行い、「利用者に危険回避の声が届かなければ防げない。それは、利用者の生命と安全を第一に考慮した対応であり、人権を損なわなければ仕方がないのではないか？」という結論に達した。

(異論はあると思うが・・・)

まだまだ、十分とは言えないが、このチェックシートの記入は、私自身も今回で5回目になるが、自己の普段の業務を見直す良い機会となっている。分かっているもなかなか実行できないこともあり、後から反省することも多い。大切なことは、利用者、時には家族がなにを求めているのか？をしっかりと把握するとともに、自分の出来ていない部分を今後の課題として掲げ、スキルアップを目指して、さらに利用者の立場に立ってより良い支援が行えるよう努力していかなければならないことを痛感している。

表 1. 業務振返りチェックシート項目（各項目に、○△×でチェックする）

【倫理綱領・利用者支援について】

1. 私は、利用者さんの立場に立って、日々の支援を行っている。
2. 私の仕事は、利用者さんにとって有益なものである。
3. 私は、障がいの種類や性別、年齢等を理由に利用者を差別しない。
4. 私は、利用者さんを「○○さん」と呼んでいる。
5. 私は、利用者さんへ丁寧な対応や言葉遣いで接している。
6. 私は、利用者さんに暴力は振るわない。
7. 私は、利用者さんに命令調の指示や大声での叱責・威圧的な態度をとっていない。
8. 私は、意味もなく利用者さんを無視したり、放置するなどの対応はしていない。
9. 私は、必要もなく利用者さんを部屋に閉じ込めたり押さえつけるなどの対応はしていない。
10. 私は、イライラしていても、利用者さんに感情をぶつけることはない。
11. 私は、意味も無く利用者さんが嫌がることを強制しない。
12. 私は、許可なく利用者さんの私物を使用しない。
13. 私は、プライバシーに配慮して更衣や排泄、入浴等の支援を行っている。
14. 私は、プライバシーに配慮して排泄や生理等の情報を他者に伝えている。
15. 私は、利用者の居室に入る際はノックして入室している。（就寝時除く）
16. 私は、利用者さんの個々の支援計画を理解している。
17. 私は、利用者さんの個々の障がい特性を理解している。
18. 私は、社会資源の活用や地域社会との接点を持って支援を行っている。
19. 私は、清潔で快適な環境が保たれるように掃除を心がけている。
20. 私は、利用者さんの身嗜みや、清潔で季節に応じた衣類の提供を意識している。
21. 私は、利用者さんの安全や所在を確認して行動している。
22. 私は、日々生活しやすい環境、作業しやすい環境を意識して業務に取り組んでいる。
23. 私は、利用者さんへの支援や生活の質向上を目指して自己学習に取り組んでいる。
24. 私は、他の支援員と互いの支援を確認し合っている。

【勤務態度・リスクマネジメントについて】

25. 私は、出勤時や退勤時等に挨拶を欠かさずしている。
26. 私は、特別な理由も無く遅刻や早退、欠勤をしない。
27. 私は、自分勝手に業務せず、報連相（ホウレンソウ）を意識して取り組んでいる。
28. 私は、必要に応じて他職種との連携を心がけている。
29. 私は、話す態度・聞く態度を意識して、他の職員とコミュニケーションをとっている。
30. 私は、他の職員を否定するような言動はとらない。
31. 私は、噂話や憶測で物事を判断したり、決めつけたりしない。
32. 私は、利用者さんへの支援中は不要な私語は慎んでいる。
33. 私は、手洗いやうがいといった標準的感染症予防対策を行っている。
34. 私は、セクハラ・パワハラ等を行っていない。
35. 私は、周囲にどう見られているか考えて自己の身嗜みに気をつけている。
36. 私は、公用車・自己車に限らず、安全運転を心がけている。
37. 私は、ご家族へ丁寧な言葉遣いや挨拶を意識している。
38. 私は、来客や業者等の外部者へ丁寧な言葉遣いや挨拶を意識して対応している。
39. 私は、他の職員のことを考え、段取り良く仕事をしている。
40. 私は、整理・整頓・清潔・清掃を意識して、日々の業務に取り組んでいる。
41. 私は、勤務中に許可無く、私物の携帯電話を持ち歩いている。
42. 私は、記録を書く際には、読み手を意識して記入する。
43. 私は、業務中知り得た情報を、第三者に伝わらないように心がけている。
44. 私は、投棄の際には声を出して利用者さんの確認を行っている。
45. 私は、日々の業務に自責的に取り組んでいる。
46. 私は、不要な出費を抑えるようにコスト意識を持って業務に取り組んでいる。

参考文献：「業務振返りチェックシート」
知的障害者施設 萩の杜
社会福祉法人 きまもり会

平成 27 年度高田短期大学介護福祉研究センター事業報告

1. センター会議

前期センター会議：5月21日（木） 於）介護福祉研究センター
平成26年度事業報告、平成27年度事業計画について
「介護・福祉研究」投稿規定、倫理規定について

後期センター会議：12月20日（日） 於）育児文化室
平成27年度事業報告、平成28年度事業計画、平成28年度予算について

2. 研究活動

第5回定例研究会：5月7日（木） 於）介護福祉研究センター
テーマ：「社会保障と税の一体改革」
発表者：田中薫研究員
参加者：8名

第6回定例研究会：9月3日（木） 於）本学図書館
テーマ：「自閉症スペクトラム障害者の地域生活支援システムに向けての一考察」
発表者：植木是研究員
参加者：9名

テーマ：「日本国憲法9条と福祉」
発表者：武川真固研究員
参加者：11名

第7回定例研究会：平成28年1月15日（金） 於）本学介護実習室
テーマ：「保育（施設）実習における学生の学びと課題」
発表者：藤重育子研究員
参加者：9名

第8回定例研究会：平成28年3月11日（金） 於）本学介護実習室
テーマ：「若年性認知症をかかえる人と家族」
発表者：上原香織研究員

3. 実施事業

(1) 介護職員のためのキャリアアップ講座

- 第1回キャリアアップ講座：7月8日（水） 於）特別養護老人ホーム安濃聖母の家
テーマ：「ターミナルケア研修」
講師：福田洋子研究員、参加者：25名
- 第2回キャリアアップ講座：7月22日（水） 於）特別養護老人ホーム安濃聖母の家
テーマ：「ターミナルケア研修」
講師：福田洋子研究員、参加者：27名
- 第3回キャリアアップ講座：12月9日（水） 於）特別養護老人ホーム安濃聖母の家
テーマ：「ターミナルケア研修」
講師：福田洋子研究員、参加者：36名
- 第4回キャリアアップ講座：12月16日（水） 於）特別養護老人ホーム安濃聖母の家
テーマ：「ターミナルケア研修」
講師：福田洋子研究員、参加者：16名

(2) 高校生を対象とした介護福祉啓発活動

- 介護体験バスツアー：7月24日（金）10:00～15:00
於）特別養護老人ホーム安濃聖母の家、特別養護老人ホーム報徳園
参加者：13名

(3) 介護福祉セミナー

第1回介護福祉セミナー

- 第1部：6月21日（日）13:00～15:00 於）本学介護実習室
テーマ：「褥瘡とポジショニング」
講師：高山文博研究員、参加者：26名
- 第2部：6月21日（日）15:00～17:00 於）本学育児文化室
テーマ：「音楽レクリエーションを体験しよう」
講師：矢野加奈子研究員、参加者：26名

第2回介護福祉セミナー

- 12月20日（日）14:30～17:00 於）本学育児文化室

テーマ：「音楽療法の実際」

講師：佐野恭子研究員、参加者 19 名

テーマ：「お楽しみ落語」

講師：桂三発研究員、参加者 19 名

(4) 地域の高齢者との連携事業

11 月 16 日（月）11:00～14:00

於）本学介護実習室

参加人数：シーズネット三重に所属する 22 名

(5) 福祉施設との交流事業

平成 28 年 1 月 28 日（木）14:00～15:00

於）特別養護老人ホーム報徳園

本学学生と入所高齢者との交流

高田短期大学介護福祉研究センター規程

(平成 26 年 4 月 1 日 施行)

(設置)

第 1 条 高田短期大学に介護福祉研究センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 センターは、介護福祉、高齢者問題、障害者問題等（以下「介護福祉等」という。）に関する研究を行うとともに、地域社会への貢献、連携をめざし、地域福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 センターは、次の各号に関する事業を実施する。

- (1) 介護福祉等の研究活動に関する事
- (2) 地域福祉分野での社会への貢献と連携に関する事
- (3) 本学卒業生及び介護福祉に携わる人の研修、交流活動等に関する事
- (4) 研究紀要、情報誌等の発行に関する事
- (5) その他、運営委員会で必要と認められた事項

(構成員)

第 4 条 センターに次の職を置く。

- (1) センター長 1 名
- (2) 主任研究員 1 名
- (3) 研究員
- (4) 運営委員 若干名
- (5) センター事務員 1 名

(センター長)

第 5 条 センター長は、センターを代表し、第 3 条に定める事業遂行とセンターの業務を統括する。

- 2 センター長は、高田短期大学の専任教員とし、学長の推薦に基づいて学苑長が任命する。
- 3 センター長の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(主任研究員)

第 6 条 主任研究員は、センター研究活動の主宰や第 3 条に定める事業を遂行するため

の業務に従事するほか、センター長の補佐を行う。

- 2 主任研究員は、高田短期大学の専任教員とし、学長が任命する。
- 3 主任研究員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(研究員)

第7条 研究員は、高田短期大学の教職員及び、第2条の目的に賛同する本学教職員以外の者で運営委員会の推薦に基づいて学長が委嘱する。

- 2 研究員は、第3条の事業への従事のほか、介護福祉等の課題に関して、自己及び他の研究員と共同で研究を行うことができる。
- 3 研究員の研究期間は原則として2年とする。ただし、再任は妨げない。

(運営委員)

第8条 運営委員は、第3条に定める事業を遂行するための業務に従事する。

- 2 運営委員は、研究員から選任し、学長が任命する。

(センター事務員)

第9条 センター事務員は、センターの事業、業務全般に関する事務を行う。

(運営委員会)

第10条 センターに運営委員会を置き、次の各号について審議、決定する。

- (1) センターの事業計画に関する事項
 - (2) センターの予算及び決算に関する事項
 - (3) センターの研究員の推薦に関する事項
 - (4) その他、センターの管理運営に関する重要な事項
- 2 運営委員会は、センター長、主任研究員、運営委員で組織する。
 - 3 審議内容により、必要に応じて運営委員以外の研究員を加えることができる。

(センター会議)

第11条 センターに、センター会議を置き、第3条に定めるセンターの行う事業に関する事項を審議する。

- 2 センター会議は、センター構成員で構成する。
- 3 センター会議は、年に2回（前期・後期）行い、前期は、前年度事業報告と新年度事業計画報告、後期は次年度事業計画の審議を主に行う。

(倫理規程)

第12条 センターの円滑な利用を促進し、本学の教育・研究の充実を図ることを目的として、センターにおいて別途定められた倫理規程を遵守するものとする。

高田短期大学介護福祉研究センター倫理規程

高田短期大学介護福祉研究センターは、介護福祉、障害者福祉、地域福祉等に関する研究を行うとともに、地域社会への貢献、連携をめざし、福祉の発展に寄与するものである。従って、当センターの研究・教育に携わる者(以下「研究員」という。)は自らの活動の社会的責任を常に自覚し、以下に定める規定を遵守する義務を負う。

1. 責 任

- (1) 研究員は、いかなる場合にも、高田短期大学の名誉を傷つける行動をしてはならない。
- (2) 研究員は、自らの専門的研究活動の及ばず結果に責任を持たなければならない。
- (3) 研究員は、個人的・組織的営利や政治目的のために研究活動を行ってはならない。
- (4) 研究員は、協力者や参加者に危害や不利益を与えるような研究や行動は行ってはならない。

2. 守秘義務

- (1) 研究員は、当センターで職務上知り得た情報を不必要に外部に漏らしてはならない。
- (2) 研究員は、協力者や参加者に関する知り得た秘密を保護する責任を持たなくてはならない。

3. 研 究

研究の成果を公開する場合には、どのような研究目的であっても、原則として、その研究の協力者や対象者の同意を得ておかなければならない。

4. 他機関との関係

他機関との協力においては、相手を尊重し相互の連携に配慮するとともに、協力機関の業務遂行に支障を及ぼさないように心掛けなければならない。

附 則

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

「高田短期大学 介護・福祉研究」投稿規程

第1条 総 則

- 1 高田短期大学介護福祉研究センター紀要「高田短期大学介護・福祉研究」（以下『本誌』）は、介護福祉、障害者福祉、地域福祉等に関する創造的な研究・調査活動を促進し、その成果を広く学内外に問うことを目的とする。
- 2 『本誌』は、本介護福祉研究センター内の編集委員会がその責任において編集し、毎年3月に発行するものとする。

第2条 募集要項

- 1 執筆者は原則として、本介護福祉研究センターの研究員とする。
- 2 執筆希望者は、毎年6月中に希望書を編集委員会に提出する。
- 3 執筆希望書には、氏名、原稿種別、表題および論旨（400字程度）を明記する。
- 4 編集委員会は毎年7月に執筆者を決定し、原稿を依頼する。
- 5 執筆者は、毎年度1月中の指定日までに完成原稿を編集委員会に提出する。

第3条 執筆要項

- 1 原稿は未発表のもので、本誌掲載に適切な内容のものとする。
- 2 原稿の種別は、研究論文、調査報告、実践報告、授業実践報告、資料・文献などの紹介とし、次のとおりとする。
 - (1) 研究論文とは新しい知見、価値ある事実あるいは結論を含むものをいう。
 - (2) 調査報告とは新しいデータを含む調査成果の報告をいう。
 - (3) 実践報告とは介護や地域福祉等に関する実践的な報告をいう。
 - (4) 授業実践報告とは介護福祉教育等の授業に関する実践的な報告をいう。
 - (5) 資料・文献の紹介とは諸分野の資料や文献を紹介するものをいう。
- 3 執筆者は原稿に前項の種別を明記するものとする。ただし、編集委員会は種別の変更を要求することができる。
- 4 原稿は、原則として横書き40字×35行で1段組とする。
原稿の分量は、仕上がり10ページ程度（字数14,000字以内）とする。
- 5 別刷りは、1編につき20部とし、それ以上は執筆者の実費負担とする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

執筆者紹介 (執筆順)

- | | |
|---------|---|
| 千 草 篤 磨 | 子ども学科長、キャリア育成学科介護福祉コース長
介護福祉研究センター長 |
| 福 田 洋 子 | キャリア育成学科介護福祉コース准教授
介護福祉研究センター研究員 |
| 藤 重 育 子 | 子ども学科助教
介護福祉研究センター研究員 |
| 植 木 是 | 東海学院大学健康福祉学部総合福祉学科講師、本学非常勤講師
介護福祉研究センター研究員 |
| 中 川 千 代 | キャリア育成学科介護福祉コース特任講師
介護福祉研究センター研究員 |
| 高 山 文 博 | 特別養護老人ホーム高田光寿園理学療法士、本学非常勤講師
介護福祉研究センター研究員 |
| 山 野 文 照 | 障害者支援施設しらさぎ園施設長、本学非常勤講師
介護福祉研究センター研究員 |

編集後記

高田短期大学介護福祉研究センターの設立から2年が過ぎ、3年目を迎えることになりました。今年度は研究員の協力を得て、定期的な研究会の開催、介護施設での研修、本学卒業者を対象としたリカレント教育、地域の高齢者との交流等、様々な事業を実施することができました。小規模な研究機関ではありますが、地域に開かれた研究センターとして着実に歩みだしています。

その歩みとして、研究紀要である「高田短期大学 介護・福祉研究 第2号」が漸く発刊されました。第2号は研究論文4本、実践報告2本、研究ノート1本の合計7本で構成され、その内容は高齢者福祉、児童福祉、障害者福祉等の様々な領域からの研究となり充実したものとなっています。

最後に、本学をはじめ関係者の皆様のご協力を得て、介護福祉、社会福祉研究の成果を社会に発信することができましたことを心より感謝申し上げます。今後も、地域の方や福祉関係者、各関係機関と連携し、介護・福祉研究を継続することで地域の介護・福祉の発展に寄与してまいります。

高田短期大学介護福祉研究センター
主任研究員 徳山 貴英

編集委員 千草 篤磨・徳山 貴英

高田短期大学 介護・福祉研究 第2号

平成28年3月15日

発行所 高田短期大学介護福祉研究センター
三重県津市一身田豊野195
TEL (059) 232 - 2310
FAX (059) 232 - 6317

印刷所 伊藤印刷株式会社
三重県津市大門32 - 13
TEL (059) 226 - 2545
FAX (059) 223 - 2862